佐井寺西土地区画整理事業
環境影響評価

事後調査報告書
（令和３年度版）

令和４年（2022 年）６月

吹　田　市

目　　次

ページ

１．事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 ･････････････ 1-1

２．事業者の環境に対する取組方針 ･････････････････････････････････････ 2-1

３．事業の名称、目的及び内容 ･･･ 3-1

3.1　事業の名称 ･･･ 3-1

3.2　事業の目的 ･･･ 3-1

3.3　事業の内容 ･･･ 3-1

４．事業に係る工事の工程及び供用予定時期 ･････････････････････････････ 4-1

4.1　工事の工程 ･･･ 4-1

4.2　工事の概要 ･･･ 4-2

4.3　供用予定時期 ･･･ 4-3

５．本事業における環境に対する取組方針 ･･･････････････････････････････ 5-1

６．事後調査の結果 ･･･ 6-1

6.1　事後調査の目的 ･･･ 6-1

6.2　事後調査の対象とする環境要素及びその期間 ･････････････････････････ 6-1

6.3　事後調査の内容及び結果 ･･･ 6-3

6.3.1　大気汚染 ･･･ 6-3

6.3.2　騒音・振動 ･･･ 6-9

6.3.3　交通混雑・交通安全 ･･･ 6-17

6.3.4　動植物・生態系 ･･･ 6-21

７．事後調査の結果に対する評価 ･････････････････････････････････････ 7-1

7.1　大気汚染 ･･･ 7-1

7.2　騒音・振動 ･･･ 7-1

7.3　交通混雑・交通安全 ･･･ 7-1

８．本事業における環境取組内容の実施状況 ･････････････････････････････ 8-1

8.1　工事中に実施する環境取組 ･･･････････････････････････････････････ 8-1

8.2　特定外来生物の駆除 ･･･ 8-9

９．事後調査を委託した者の氏名及び住所 ･･･････････････････････････････ 9-1

１．事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称　　：吹田市

代表者の氏名　　：吹田市長　後藤 圭二

主たる事務所の所在地：大阪府吹田市泉町１丁目３番 40 号

２．事業者の環境に対する取組方針

吹田市では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に、「吹田市環境基本条例」に基づき、「吹田市第２次環境基本計画」を平成 21 年（2009 年）３月に策定した。その後、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー需給に対する意識の変化、平成 27 年（2015 年）９月の国連総会で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）、平成 30 年（2018 年）４月の第五次環境基本計画の閣議決定など、環境行政を取り巻く状況が変化してきた。

吹田市においては、転入超過による人口増加が続いており、市域の年間エネルギー消費量やごみの年間排出量の増加が見込まれることから、更なる環境施策の推進が求められる状況である。そのような中、平成 31（2019 年）４月から市の最上位計画である「吹田市第４次総合計画」がスタートし、だれもが安心してすこやかで快適に暮らし続けられるまちづくりを目指しているところである。

このような環境を取り巻く状況の変化に対応するため、「吹田市第２次環境基本計画（改訂版）」の方向性（枠組）を維持しながら、持続的な取組を強化するために、令和２年（2020 年）２月に「吹田市第３次環境基本計画」を策定した。吹田市の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において本計画との整合を図ることとなっている。

「吹田市第３次環境基本計画」の基本理念は図 2.1.1 に示すとおりであり、「使い捨てなどのライフスタイルを見直す」、「限りある資源を有効に使う」、「豊かな自然と共に生きる」の３つの視点が持続可能な社会を目指す上での環境政策の基本理念である。これらを進めるためには、ライフスタイルを転換しなければならないが、そこに共通する言葉が「MOTTAINAI」（もったいない）である。吹田市では、エネルギーの消費活動自体を見直すという意味で「節エネルギー」という言葉を提唱し、温暖化対策の柱にしてきた。

基本理念は、改めて「もったいない精神」に立ち返り、上記に掲げる考え方を明確にしたものである。

図 2.1.1　吹田市第３次環境基本計画の基本理念

地球温暖化をはじめ、ヒートアイランド現象や生物多様性の衰退、深刻なエネルギー不足など様々な環境問題に直面する今、健全で豊かな環境を守り引き継ぎ、持続可能な社会を構築していくためには、基本理念に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの立場での役割を果たすとともに、パートナーシップによる取組を積極的に進めていかなければならない。そのため、吹田市では下記の考え方を基本方針として、施策や取組を推進していくものとする。

＜基本方針＞

安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する
・大気、水、土壌などの身近な環境の保全に取り組む
・生物多様性の保全に配慮しつつ、自然との共生を図る
・快適な都市環境の創造を図る
・気候変動への対策に取り組む

エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会を目指す
・節エネルギー・省エネルギーを進め、ライフスタイルや事業活動の転換を図る
・ごみの減量・再資源化、節水などの資源の適正な管理及び循環的な利用を図る

市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める

出典：「吹田市第３次環境基本計画」（令和２年（2020 年）２月、吹田市）

３．事業の名称、目的及び内容

3.1　事業の名称

佐井寺西土地区画整理事業

3.2　事業の目的

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業である。吹田市では南吹田第１、南吹田第２、江坂、岸辺駅前、佐井寺東等の８地区の土地区画整理事業が都市計画決定され、令和４年（2022 年）３月に都市計画変更（廃止）された岸辺駅前を除く７地区のうち、６地区が市施行により、１地区が独立行政法人都市再生機構の施行により、それぞれ完了している。佐井寺西土地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、新たに佐井寺４丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部等を対象とし、事業計画地面積約 20.8ha において実施するものである。

本事業は、吹田市第３次総合計画や吹田市都市計画マスタープランによる事業計画地の広域的位置付けを踏まえるとともに、事業計画地におけるまちづくりの計画テーマである「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を実現することを目的として行うものである。

3.3　事業の内容

3.3.1　事業の種類

事業の種類は「開発行為」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成１０年３月３１日条例第７号（最終改正：平成２３年１２月２７日条例第４４号））第２条に規定する要件に該当する。

3.3.2　事業の規模

事業計画地面積　　207,890 m^2

3.3.3　事業の実施場所

本事業の実施場所は図 3.3.1 に示すとおりであり、佐井寺４丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部、千里山松が丘の一部、千里山西６丁目の一部に位置している。

図 3.3.1　本事業の実施場所

3.3.4　事業計画の概要

(1)　まちづくりの流れ

事業計画地のまちづくりの流れは、図 3.3.2 に示すとおりである。

本事業は、土地区画整理事業として令和元年（2019 年）７月に都市計画決定しており、令和２年度（2020 年度）内に土地区画整理事業の事業認可を得た後、令和３年度（2021 年度）から工事に着手し、令和 13 年（2031 年）３月末の完成を目指すものである。

民間開発等による建築物の建設は、土地区画整理事業とは別途進められることになり、都市基盤施設が供用開始し、土地利用が可能となった箇所から建設が開始される場合もある。

「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第１条では、「土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施及びその後の事業活動に当たり環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることを促進し、もって持続可能なまちづくりの推進に資することを目的とする。」と記述されている。本事業は、道路、公園等の都市基盤施設の整備を行うものであり、これらの施設整備に対する環境影響評価を実施するものである。土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、引き続き建築物の建設等が行われ「まちづくり」が完了することになる。まちづくりに当たって、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」の対象事業に該当する事業が計画された場合は、別途その事業を計画する事業者が環境影響評価を実施する。

なお、まちづくりの完了時点における計画人口（吹田市第４次総合計画で推計された令和 12 年（2030 年）における将来人口から算定した人口密度より算出）は、約 2,300 人である。

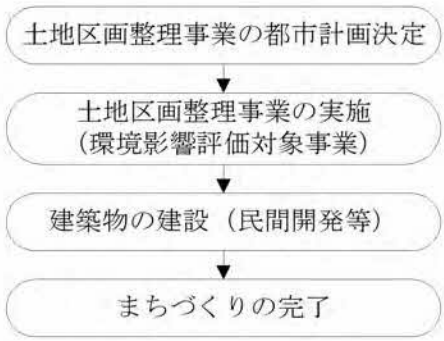

図 3.3.2　まちづくりの流れ

(2)　事業の検討の背景

事業計画地を南北に縦断する都市計画道路 3・4・205-16 佐井寺片山高浜線（以下「佐井寺片山高浜線」という。）は、都市計画マスタープランに「市域中央部において地域拠点を連携する南北方向の軸線」として位置付けられている主要な補助幹線道路である。昭和 21 年（1946 年）に都市計画決定されて以降、国鉄吹田駅前再開発事業（昭和 48 年（1973 年）～55 年（1980 年））、ＪＲ吹田駅北口再開発事業（平成２年（1990 年）～11 年（1999 年））、佐井寺南土地区画整理事業（昭和 58 年（1983 年）～平成 10 年（1998 年））等、沿道市街地との一体的整備を中心に建設を進めて

きたが、千里山高塚～千里山西６丁目の区間（約 1.14km）が未整備となっている。

また、事業計画地を東西に横断する都市計画道路 3・3・205－4 豊中岸部線（以下「豊中岸部線」という。）は、都市計画マスタープランに「市域中央部において広域軸を補完・連携する東西方向の軸線」として位置付けられている幹線道路である。昭和 34 年（1959 年）に都市計画決定されており、事業計画地については、佐井寺４丁目～千里山西６丁目の区間（約 0.87km）が未整備となっている。

事業計画地は、道路・交通、土地利用、都市基盤、防災の観点から表 3.3.1 に示す問題点を抱えている。

表 3.3.1　事業計画地が抱える問題点

区　分	問　題　点
道路・交通	• 事業計画地内の道路は幅員が狭く、歩道のない区間が多い。 • 事業計画地の周辺にはバス路線があるが、事業計画地内にはバス路線はない。
土地利用	• 近隣サービスを提供する商業施設が不足している。 • 事業計画地内の高低差が大きく、土地利用が図られにくい。 • 阪急電鉄千里線により事業計画地内が東西に分断されている。
都市基盤	• 事業計画地の周辺には、上水道幹線が未整備のエリアがある。 • 事業計画地の大部分において、雨水排水が整備されていない。 • 佐竹台小学校区や千里第二小学校区では、近年、人口増加が著しく、今後も大規模集合住宅の開発計画により人口増加が見込まれるが、基盤整備が対応できていない。
防　災	• 事業計画地の北東側を中心に低層住宅が密集しているエリアがある。 • 事業計画地及びその周辺には、消火栓や防火水槽が設置されていないエリアがある。

これらの問題点に対して、表 3.3.2 に示す整備課題が挙げられる。また、事業計画地及びその周辺は起伏があるため、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の未整備区間の整備に当たっては、沿道の現況地盤と道路計画高との高低差を解消し、沿道宅地の有効利用が図られるような事業手法を検討した。

現在、都市計画道路の整備予定地において、生産緑地の指定解除等により、民間事業者による買取り及び開発が進められている。道路建設事業のような線的整備事業の場合には、個別に地権者に対して用地買収や物件補償を行わなければならないため、事業費の増加が見込まれるとともに、交渉も難航するものと想定される。一方、土地区画整理事業のような面的整備事業の場合には、民間投資のポテンシャルを有効に活用しつつ、一体的整備のなかで沿道にふさわしい健全な土地利用を促進し、良好な沿道開発を誘導することが可能になるとともに、事業計画地内の未利用地についても、整形な土地を生み出し有効活用が図られることが期待できる。

表 3.3.2　事業計画地の整備課題

区　分	整備課題
道路・交通	• 歩道整備や道路拡幅等、安全な道路空間の確保が必要である。
土地利用	• 高低差や基盤整備の状況、法規制を踏まえ、土地条件に適合し、地区の位置付けを踏まえた土地利用計画が必要である。 • 住宅地と住宅地が分断された土地利用の対応が必要である。 • 今後も人口増加が予測される地域であることから、宅地需要を満たす良好な住宅地の整備が必要である。
都市基盤	• 都市化の進展を支える上下水道等の都市基盤の効率的な整備が必要である。
防　災	• 本事業の施行に合わせて、消火栓等の設置を行うとともに、消防活動を行える道路幅員の確保が必要である。

(3)　事業計画地のまちづくりの基本方針

上記の事業計画地の問題点、整備課題等を踏まえたまちづくりの基本方針は以下のとおりである。

① 便利で快適な居住環境の形成を図り、人口増加・定着を図る。

② 商業施設等を中心とした生活圏域を考慮し、小学校区単位で住区を形成する。

③ 豊中岸部線の沿道は、主に商業系土地利用を図る。

④ 佐井寺片山高浜線の沿道は、主に住居系土地利用を図る。

⑤ 豊中岸部線以南は、良好な住宅市街地の形成を図る。

⑥ 都市計画道路の整備により、事業計画地内の区画道路から通過交通を排除するとともに、救急・消防活動等の緊急時への速やかな対応を図る。

⑦ 歩行者の安全性を確保するため、交通安全対策を検討する。

⑧ 利用者の誘致距離を考慮して、一定の街区ごとに公園を配置する。

⑨ 雨水排水の計画的な整備を推進する。

⑩ 未整備エリアの上水道幹線の整備を推進する。

⑪ 商業施設や生活利便施設の立地の誘導を図る。

⑫ 再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進する。

⑬ 動植物の生息・生育に配慮し、地域に応じたみどりの創出やグリーンインフラを推進する。

⑭ 良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する。

(4)　土地利用計画

土地利用計画は表 3.3.3 及び図 3.3.3 に、代表的な断面における事業実施後の地盤高は図 3.3.4 にそれぞれ示すとおりである。なお、現況の土地利用は、図 3.3.5 に示すとおりである。

事業計画地の面積 207,890m^2(約 20.8ha)の内訳は、道路(都市計画道路、区画道路等)が 27.71%、公園・遊園が 3.32%、緑地が 1.13%であり、その小計は 32.16%である。これ以外の土地（宅地等）の比率は 67.84%であり、その内訳は住宅地等が 65.69%、鉄道用地が 2.15%である。住宅地等の

用途については、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、民間の事業者が開発を行うため、現時点では未定である。

現況の土地利用は、公共用地が 7.65%、宅地等が 81.91%である。なお、現況の区分別の面積は、全て登記簿地積から算出しているため、表 3.3.3 の現況の面積と図 3.3.5 に示した現況の土地利用図とは、一致していない場合がある。

表 3.3.3　土地利用（現況及び計画）

区分		現況		計画	
		面積[3)] (m²)	構成比[4)] (%)	面積[3)] (m²)	構成比[4)] (%)
公共用地	道路	14,985	7.21	57,613	27.71
	公園・遊園	915	0.44	6,908	3.32
	緑地	－	－	2,351	1.13
	小計	15,900	7.65	66,872	32.16
宅地等	住宅地	47,393	22.80	136,557	65.69
	学校施設	58,246	28.02		
	ため池	6,320	3.04		
	農地・山林等	58,161	27.97		
	鉄道用地[1)]	165	0.08	4,461	2.15
	小計	170,285	81.91	141,018	67.84
測量増減[2)]		21,706	10.44	－	－
合計		207,890	100.0	207,890	100.0

備考 1)　現況の区分別の面積は、全て登記簿地積から算出しているため、実際の土地利用と一致しない場合がある。例えば、鉄道用地の場合、計画の面積に対して現況の面積が非常に小さくなっている。これは、鉄道用地の地目が登記簿では、他用途で記載されていることが多いためである。

2)　測量増減は、「事業計画地面積－公共用地面積－宅地等面積」により算出された面積である。宅地等面積は、登記簿面積から算出するが、実測面積と異なる場合が多いため、事業計画段階ではその差を「測量増減」として標記することとなっている。

3)　表中の面積は小数点以下第１位を四捨五入している。

4)　表中の面積比は小数点以下第３位を四捨五入している。

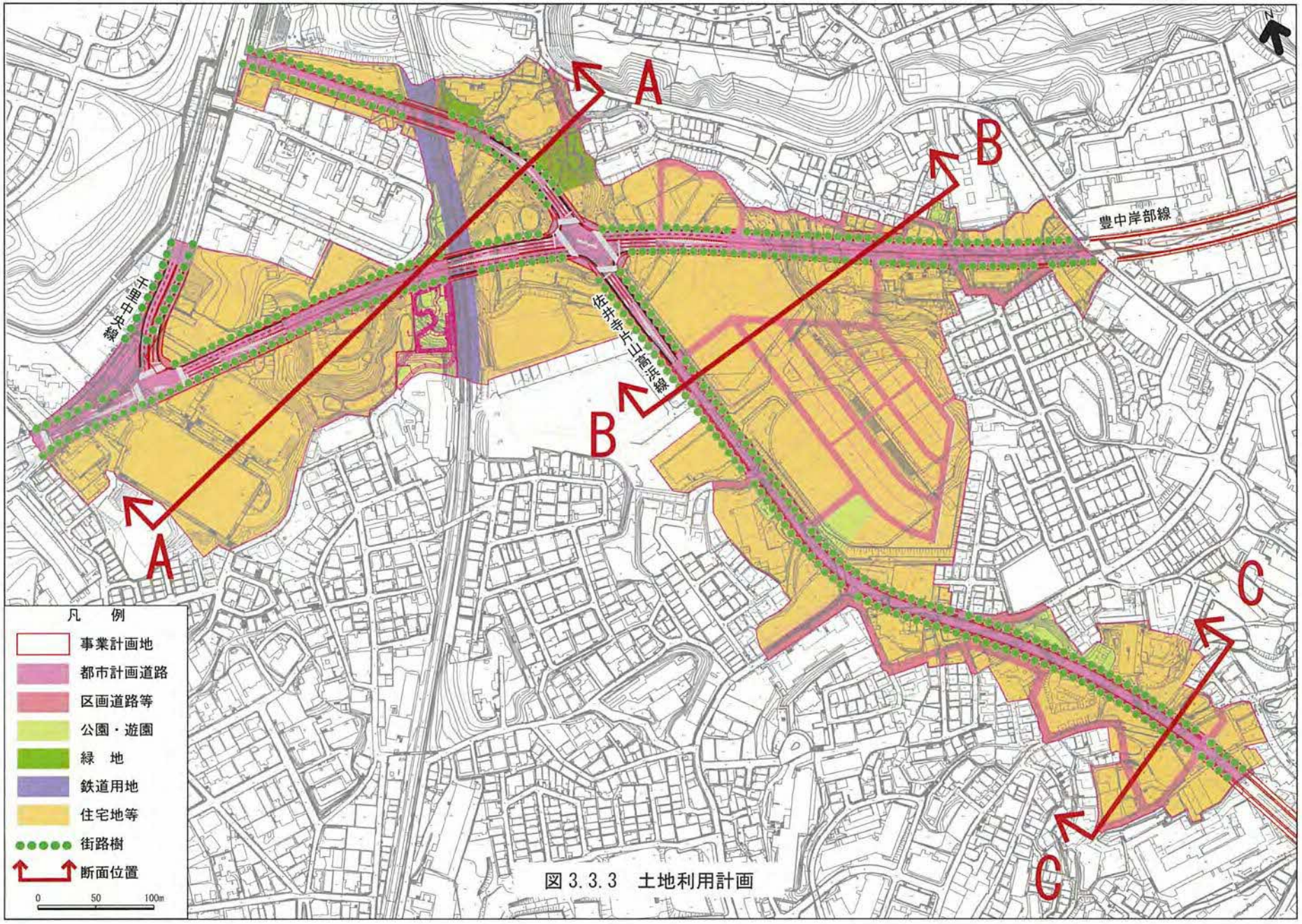
A
B
C
豊中岸部線
凡　例
事業計画地
都市計画道路
区画道路等
公園・遊園
緑　地
鉄道用地
住宅地等
街路樹
断面位置
0
50
100m

図 3.3.3　土地利用計画

A-A断面

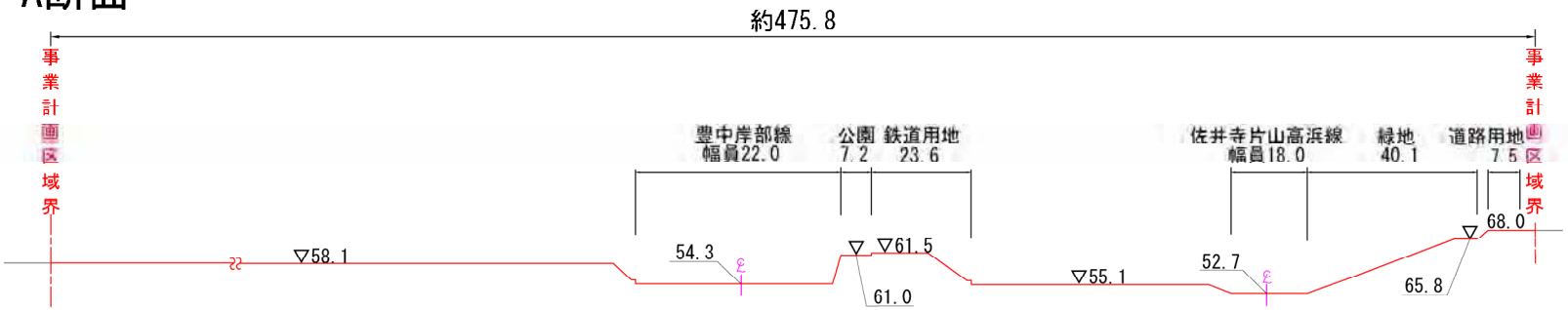

B-B断面

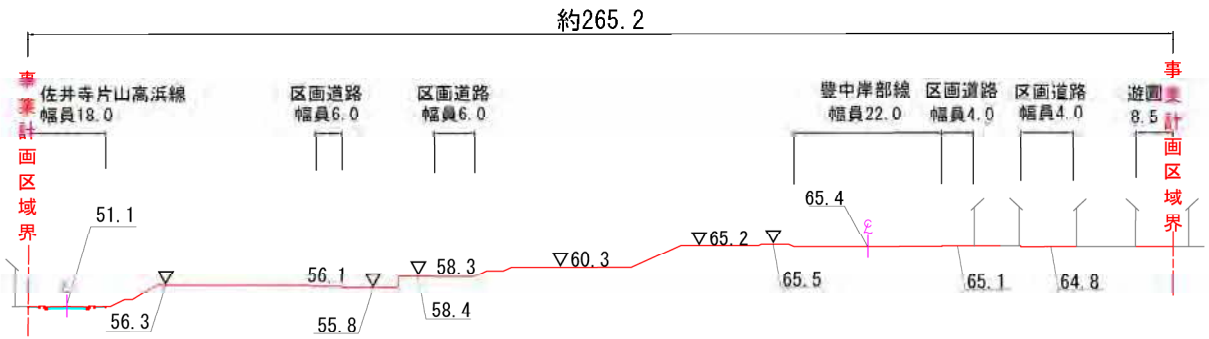

C-C断面

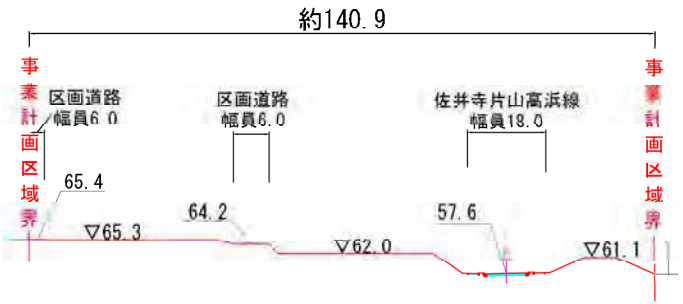

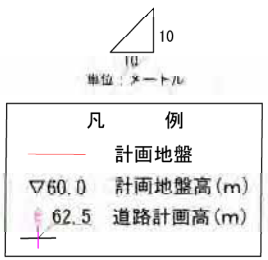

図 3.3.4　代表的な断面における事業実施後の地盤高

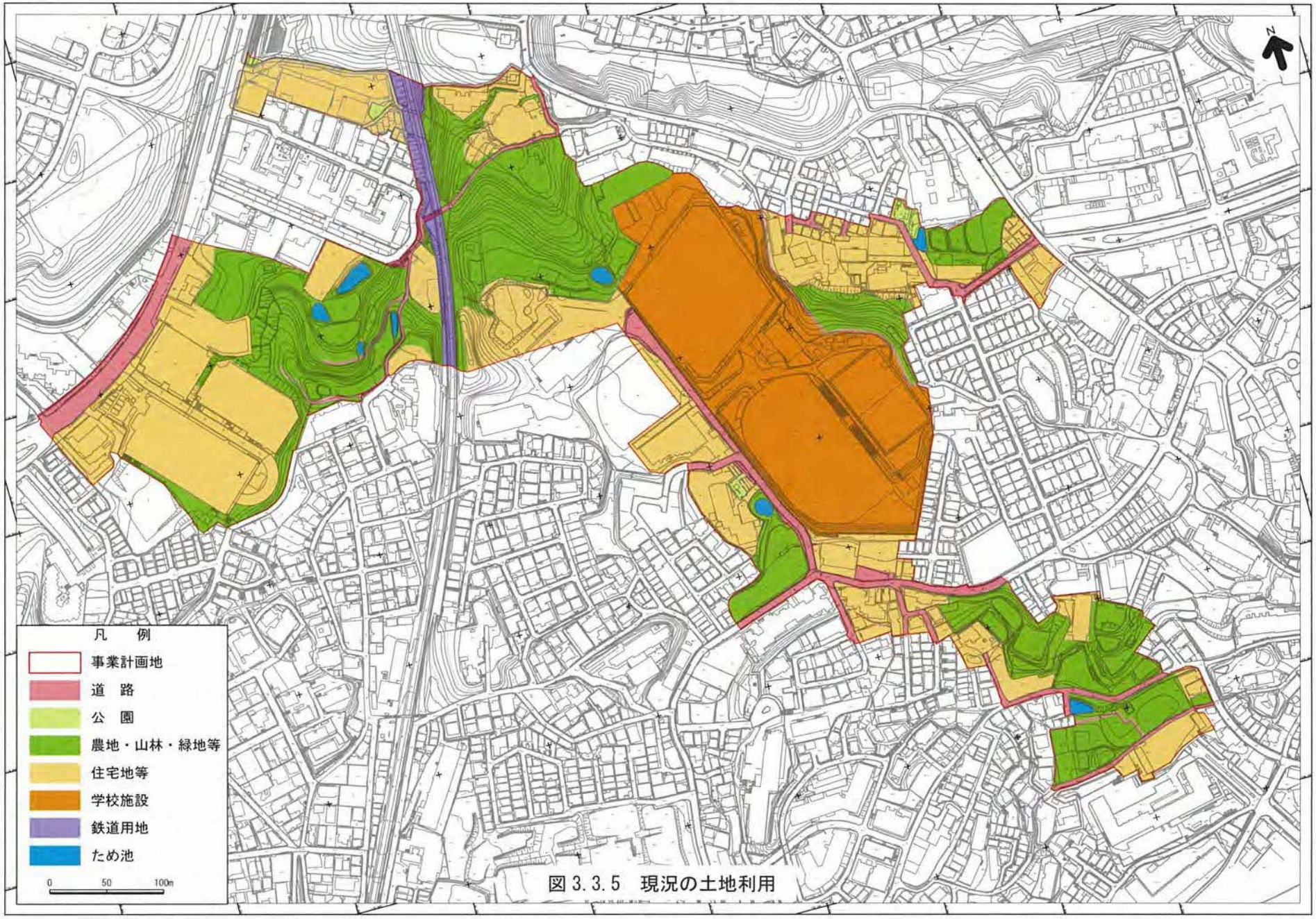

図 3.3.5　現況の土地利用

(5)　基盤施設計画

(a)　道　路

(ｱ)　都市計画道路（佐井寺片山高浜線、豊中岸部線）

都市計画道路の横断面構成は、図 3.3.6 に示すとおりである。

■総幅員：18.0m
- ・車　道　　：3.0m×2(２車線)
- ・自転車通行空間：1.5m×2
- ・植樹帯　　：1.5m×2
- ・歩　道　　：3.0m×2

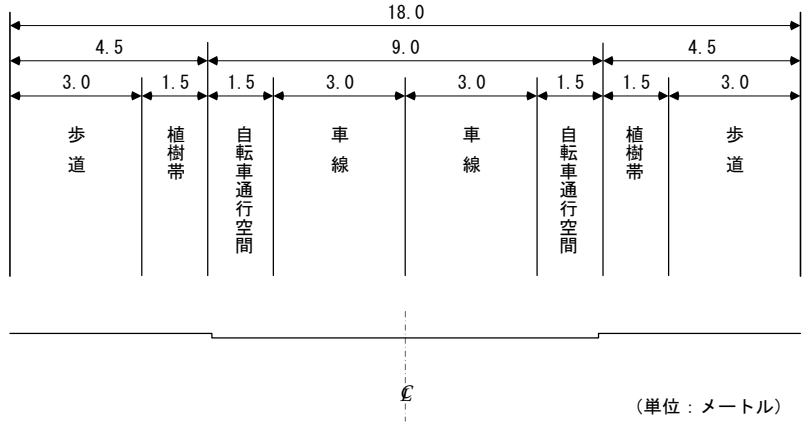

図 3.3.6(1)　佐井寺片山高浜線の横断面構成

■総幅員：22.0m
- ・車　道　　：6.5m×2(４車線)
- ・中央帯　　：1.0m
- ・自転車通行空間：1.0m×2
- ・植樹帯　　：1.0m×2
- ・歩　道　　：2.0m×2

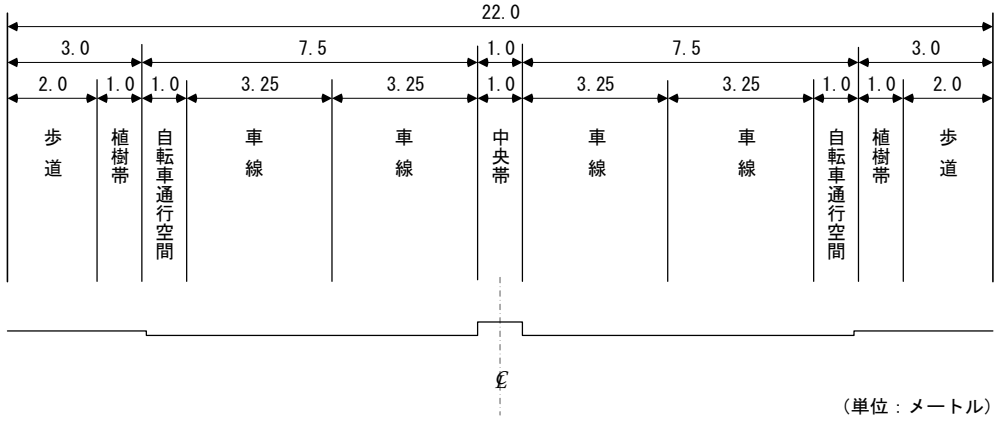

図 3.3.6(2)　豊中岸部線の横断面構成

(ｲ)　区画道路

区画道路の横断面構成は、図 3.3.7 に示すとおり計画する。

■総幅員：4.7m
　・車　道：4.0m（１車線）
　・路　肩：0.35m×2

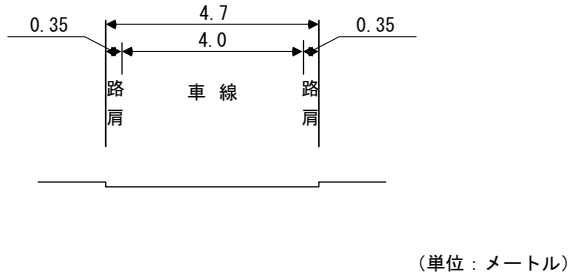

■総幅員：6.0m
　・車　道：2.65m×2（２車線）
　・路　肩：0.35m×2

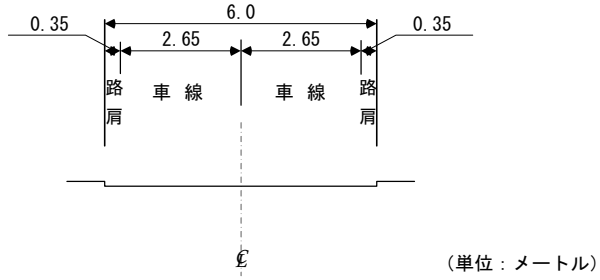

図 3.3.7　区画道路の横断面構成

(b)　環境基盤施設

(ｱ)　基本的考え方

公園・遊園面積については、事業計画地面積に対し「土地区画整理法施行規則」（昭和３０年３月３１日建設省令第５号（最終改正：平成３０年３月３０日国土交通省令第１６号））第９条に定められている３％以上を確保する。また、緑被率（樹木や草花等の植物で被われた土地の割合）については、「吹田市第２次みどりの基本計画（改訂版）」（平成 28 年８月、吹田市）の「千里山・佐井寺地域の将来目標値」に基づいて、事業計画地面積の 28%以上を確保することを基本とする。さらに、公園・遊園及び緑地の整備、街路樹植栽に当たっては、雨庭や保水性舗装等、雨水貯留浸透機能の向上やヒートアイランド現象の緩和に寄与するグリーンインフラを積極的に導入する。

(ｲ)　公園・遊園及び緑地

公園・遊園及び緑地を一体的に整備し、まとまった緑の空間を確保する。

(ｳ)　街路樹植栽

事業計画地の都市計画道路（佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線）については、緑の軸として位置付け、植樹帯を設けて高木による街路樹植栽を行う。

(c)　供給処理施設等

(ｱ)　上水道

上水道については、域外既存施設によって事業計画地の新規需要分を供給することが可能であるため、事業計画地では地区外の既設配水管に接続させて、ループ状になるように配管する。

(ｲ)　下水道

下水道については、今後の土地利用計画に合わせて、排水区域の見直しや流出抑制施設の設置、雨水・汚水管の分離布設を含め、新たに計画を検討していく。

(ｳ)　電気・ガス

電気・ガスについては、今後の土地利用計画に合わせた供給を検討していく。

(ｴ)　電線類の地中化

電線類については、景観面や災害時のライフライン確保の観点から、都市計画道路についてはC-C-Box（電線共同溝）等による電気・通信等の地中化を今後検討していく。

(ｵ)　防犯対策

防犯対策については、安心・安全なまちづくりを実現するため、「街灯防犯カメラ」のほか、事件・事故等が発生した時に通報ボタンを押すとインターホンで警察官と相互に通話できる「スーパー防犯灯」を道路・公園等の街灯に導入する等の対策を今後検討していく。

(6)　廃棄物処理計画

本工事では、事業計画地に分別用ごみ箱を設置し、再資源化や適正処理が容易となるように一般廃棄物を収集する。収集後の一般廃棄物については、適正に処理する。建設発生土については、事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制する。また、工事に伴う場外搬出土は、工事間利用を原則とする。

なお、これで対応できない産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和４５年１２月２５日法律第１３７号（最終改正：平成２９年６月１６日法律第６１号））や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号（最終改正：平成２６年６月４日法律第５５号））に基づき、適正な処分場において処分する。

(7)　交通計画

佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の計画交通量は、以下のとおりである。

佐井寺片山高浜線：12,600 台/日　　豊中岸部線：18,600 台/日

なお、環境影響評価提案書の計画交通量は、平成 17 年度道路交通センサスベースの平成 42 年将来ＯＤ表を用いて算出された推計値をもとに、平成 31 年（2019 年）の計画交通量を求めたものであったが、上記の計画交通量は、平成 22 年度道路交通センサスベースの平成 42 年将来ＯＤ表と最新の道路ネットワークに基づいて算出した推計値（令和 12 年（2030 年））である。

４．事業に係る工事の工程及び供用予定時期

4.1　工事の工程

令和３年度（2021 年度）の工事工程は表 4.1.1 に示すとおりであり、令和３年（2021 年）12 月上旬～令和４年（2022 年）１月下旬に仮設沈砂池築造工事を実施した。令和４年度（2022 年度）については、令和５年（2023 年）１月頃から準備工事を実施する予定である。

なお、工事の全体工程（当初）は表 4.1.2 に示すとおりであるが、令和５年度（2023 年度）以降の工事工程は令和４年度（2022 年度）に検討するため、現時点では工事工程の詳細は未定である。

表 4.1.1　令和３年度（2021 年度）の工事工程

工事名称	令和３(2021)年									令和４(2022)年		
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
仮設沈砂池築造工事									■	■		

表 4.1.2　工事の全体工程（当初予定）の概要

区 分		工事種別	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度
準備工事		工事用搬入路設置工事	■	■								
土地区画整理事業に係る工事		造成工事	■	■	■	■	■	■	■			
		区画道路工事					■	■	■	■		
		公園・遊園設置工事									■	■
		供給処理施設工事			■	■	■	■	■	■	■	
都市計画道路の建設工事	佐井寺片山高浜線	築造工事				■	■	■	■	■		
	豊中岸部線	築造工事			■	■	■	■	■	■	■	

出典：「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年(2021 年)10 月）表 3.3.4

4.2　工事の概要

令和３年度（2021 年度）における工事の実施箇所は図 4.2.1 に、工事に使用した建設機械及び工事関連車両は表 4.2.1 にそれぞれ示すとおりである。

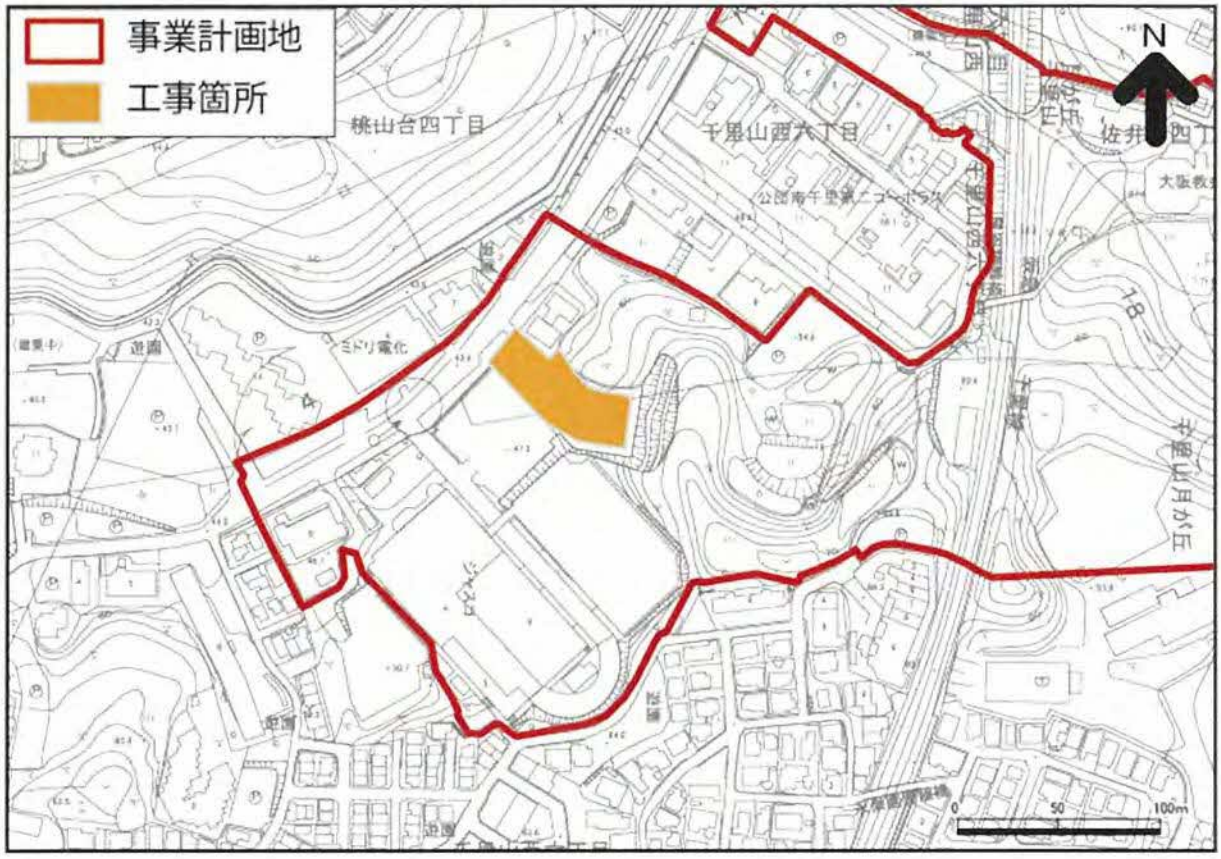

図 4.2.1　工事の実施箇所

工事は大型小売店舗の駐車場跡地での仮設沈砂池築造工事であり、建設機械により掘削工、盛土・整地工、コンクリート打設工及び吹付工を行った。使用建設機械は、表 4.2.1 に示すとおりである。

・掘削工	:バックホウで仮設沈砂池部のアスファルトをダンプトラックに積み込み、ダンプトラックで場外運搬を実施した。 バックホウで仮設沈砂池部の土砂を掘削してダンプトラックに積み込み、ダンプトラックで場内運搬を実施した。
・盛土・整地	:ダンプトラックで盛土部に土砂を荷下ろしし、バックホウで盛土部の土砂を敷き均し、振動ローラで転圧を実施した。
・コンクリート打設工	:コンクリートポンプ車及びコンクリートミキサー車で、仮設沈砂池底版においてコンクリート打設を実施した。
・吹付工	:発電機、コンプレッサー、タイヤショベルで、盛土部及び沈砂池においてモルタル吹付を実施した。

表 4.2.1　建設機械一覧

工　種	機　種	規　格	稼働台数（台）	対策内容			実作業日数（日）
				排ガス	騒　音	振　動	
仮設沈砂池築造工							32
掘　削	バックホウ	0.8 m^3	1	３次排ガス	低騒音型	低振動型	16
	ダンプトラック	10 t	6	－	－	－	
盛土・整地	バックホウ	0.5 m^3	2	３次排ガス	低騒音型	低振動型	14
	振動ローラ	３ t	1	３次排ガス	低騒音型	低振動型	
	バックホウ	0.07 m^3	1	３次排ガス	低騒音型	低振動型	
	ダンプトラック	３ t	1	－	－	－	
コンクリート打設	コンクリートポンプ車	３ t	1	－	－	－	1
	コンクリートミキサー車	８ t	5	－	－	－	
吹　付	コンプレッサー	8.9 m^3/min	1	３次排ガス	超低騒音型	－	6
	発電機	45 kVA	1	３次排ガス	超低騒音型	－	6
	タイヤショベル	0.4 m^3	1	３次排ガス	超低騒音型	－	6

（注）３次排ガスは、国土交通省 第３次基準排出ガス対策型に指定された建設機械を示す。

また、工事関連車両は、表 4.2.2 に示すとおり資材搬入出・場内運搬用のダンプトラック、コンクリート打設用車両（コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車）、吹付資材運搬用のトラック及び通勤車両である。

・資材搬入・場内運搬　：ダンプトラックで工事資材の搬入出、アスファルトの搬出及び掘削土砂の場内運搬を実施した。

・コンクリート打設工　：コンクリートポンプ車及びコンクリートミキサー車で、仮設沈砂池底版においてコンクリート打設を実施した。

・吹付工　：トラックで発電機、コンプレッサー及びタイヤショベルの機材並びに工事資材の運搬を実施した。

表 4.2.2　工事関連車両一覧

工　種	機　種	規　格	日走行台数	対策内容
仮設沈砂池築造工				
資材搬入出・場内運搬	ダンプトラック	10 t	６台以下	使用車種規制（NOx・PM）適合
	ダンプトラック	３ t	１台以下	使用車種規制（NOx・PM）適合
コンクリート打設	コンクリートポンプ車	３ t	１台以下	使用車種規制（NOx・PM）適合
	コンクリートミキサー車	８ t	８台以下	使用車種規制（NOx・PM）適合
吹　付	トラック	８ t	１台以下	使用車種規制（NOx・PM）適合
－	通勤車両	普通	５台以下	使用車種規制（NOx・PM）適合

4.3　供用予定時期

都市計画道路の供用予定時期は、令和 12 年度（2030 年度）である。

５．本事業における環境に対する取組方針

土地区画整理事業の実施に当たっては、第２章に記述した「事業者の環境に対する取組方針」の基本理念に加え、「吹田市第２次みどりの基本計画（改訂版）」に示されている「みどりを継承する　みどりを生み出す　みどりを活かす　市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」という基本方針に則り進めていくこととする。

環境に対する取組方針は、以下のとおりとする。

＜環境に対する取組方針＞

① 再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進する。

② 市街地の貴重なみどりを継承するとともに、新たな街路樹や公園・遊園及び緑地の配置によりみどりの連続性を確保する。

③ 良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する。

土地区画整理事業後については、街路樹や公園内の樹木の維持管理を適切に行い、次世代へみどりを継承していく。さらに、開発事業者に対して「吹田市開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いたすまいる条例）」をはじめとする条例を活用し、事業計画地の緑化を適切に誘導していく。

６．事後調査の結果

6.1　事後調査の目的

事後調査は、「吹田市環境影響評価技術指針」（平成 24 年(2012 年) 3 月、吹田市）に基づいて、環境影響評価書に記載した環境取組が適切に実施されているかを確認するとともに、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、必要に応じて追加の環境取組を講じることにより、周辺環境の保全を図ることを目的として実施するものである。

6.2　事後調査の対象とする環境要素及びその期間

事後調査の対象とする環境要素及びその期間は、表 6.2.1 に示すとおりである。

令和３年度（2021 年度）の事後調査項目は、工事中の大気汚染（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）、騒音・振動及び交通混雑・交通安全（工事関連車両の走行台数）である。また、動植物・生態系については、工事前に実施する環境取組として、保全対象種の移動・移植及び特定外来生物の駆除を実施した。

表 6.2.1　事後調査の対象とする環境要素及びその期間

調査項目			調査実施期間	調査実施時期（予定）												
				令和３(2021)年度	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度	令和 12(2030)年度	令和 13(2031)年度	令和 14(2032)年度	令和 15(2033)年度
工事中	大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	・工事期間中 ・毎年１回（年間排出量の算出）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
工事中	騒音・振動	・騒音レベル ・振動レベル	・工事期間中 ・毎年１回（最も影響が大きいと考えられる時点）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
工事中	交通混雑・交通安全	・工事関連車両の走行台数	・工事期間中 ・毎年１回（最も影響が大きいと考えられる時点）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
工事・存在	動植物・生態系	・移動・移植を行う保全対象種 14 種（動物 12 種、植物２種）	・移動・移植前、移植直後、移動・移植後３年間 ・移動・移植後は保全対象種の確認適期に毎年１回 ・ギンランは５年後にも再調査 ・３年後の調査結果から４年後及び５年後の調査が必要と判断される場合は、４年後以降の調査実施を検討	●	● ○	○	○	○[2)]	○[2)]							
工事・存在	緑化	・新たに創出する里山環境	・工事期間中（公園・緑地の整備後） ・事業完了後３年間 ・毎年１回（６～７月）											○	○	○
供用後	大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	・事業完了後３年間 ・毎年１回（年間排出量の算出）											○	○	○
供用後	騒音・振動	・騒音レベル ・振動レベル	・事業完了後３年間 ・毎年１回（代表的な１日）											○	○	○
供用後	交通混雑・交通安全	・交差点交通量	・事業完了後３年間 ・毎年１回（代表的な１日）											○	○	○

（注）１．表中の凡例は、以下に示すとおりである。
○：事後調査実施時期　　●：工事前に実施する環境取組（保全対象種の移動・移植、特定外来生物の駆除）の実施時期
２．事後調査（動植物・生態系）のうち、令和７年度は令和４年度に移動・移植した保全対象種の３年後調査、令和８年度調査はギンランの５年後調査を行うものである。

6.3　事後調査の内容及び結果

6.3.1　大気汚染

(1)　調査の概要

工事中の調査（大気汚染）の概要は表 6.3.1 に、調査地点の位置は図 6.3.1 にそれぞれ示すとおりである。

大気汚染については、事後調査計画書に基づき、建設機械の稼働による大気汚染（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の影響を推計した。推計には、「4.2 工事の概要」の表 4.2.1 に示す建設機械の種類、稼働台数、実作業日数を用いた。

令和３年度（2021 年度）では、建設機械の稼働による大気汚染について、工事実施箇所が図 6.3.1 に示すとおり小規模であったため、事後調査計画書の調査地点のうち建設機械の稼働範囲に近接する２地点（a-2、a-3 地点）を対象に調査を実施した。なお、工事関連車両の走行による大気汚染については、工事関連車両の走行台数が資材搬入時（１日）で６台、コンクリート打設時（１日）で９台、その他の期間は０～２台/日であったため、工事関連車両の走行による環境影響は小さいと考えられることから、調査対象外とした。

表 6.3.1　調査の概要（大気汚染）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
建設機械の稼働による大気汚染 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	事業計画地及びその周辺の住居２地点（a-2、a-3 地点、図 6.3.1 参照）	令和３年（2021 年）12 月～令和４年（2022 年）１月	建設機械の種類、稼働台数・稼働時間から算出した年間排出量から大気汚染の影響を推計する方法

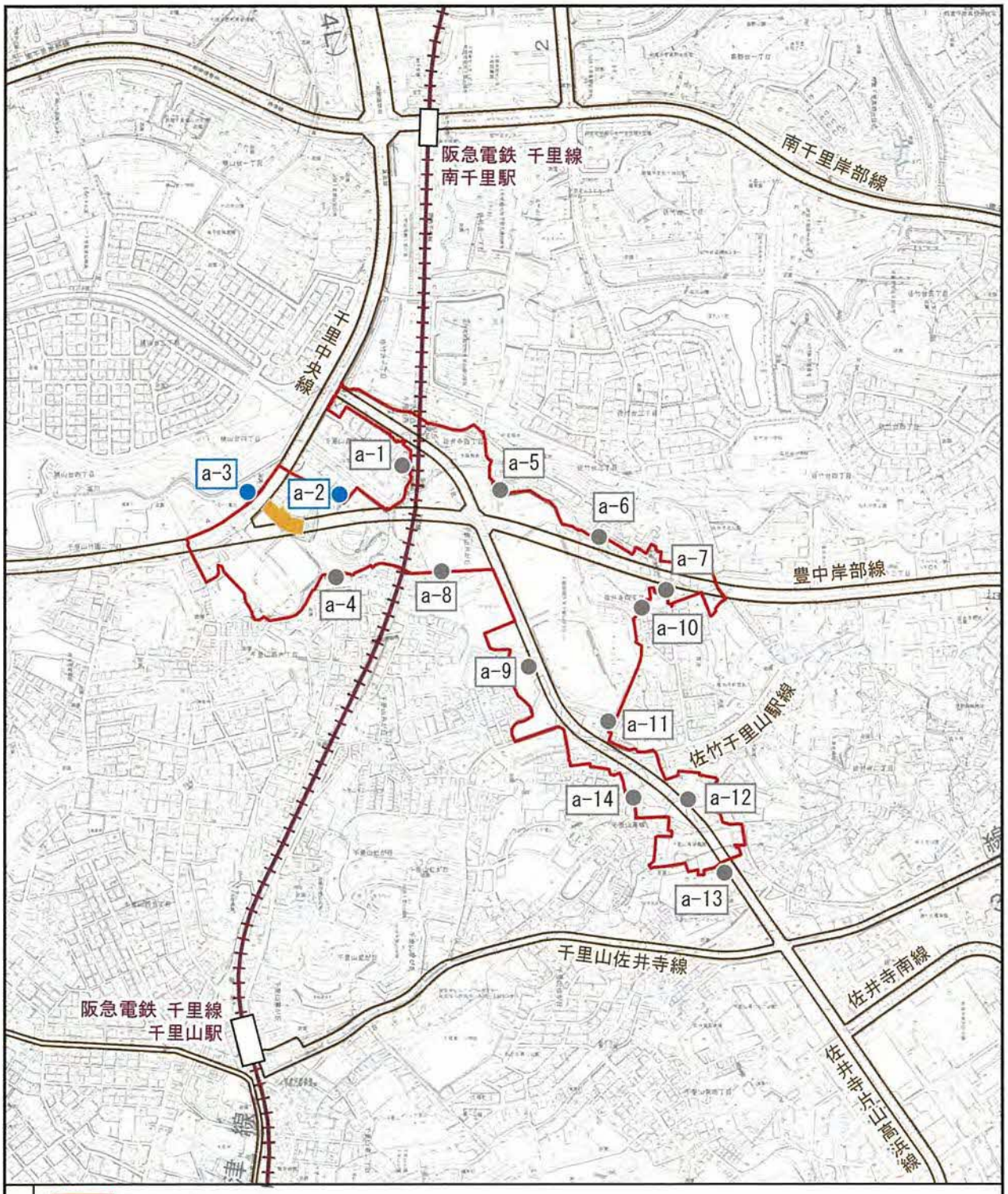

凡例

- 事業計画地
- 都市計画道路
- 事後調査計画書の調査地点（建設機械の稼働）
- 令和３年度の調査地点（建設機械の稼動）
- 令和３年度の工事実施箇所

N

1:10,000

0 100 200 300 400 500m

図 6.3.1　大気汚染の調査地点（建設機械の稼働）

(2) 調査の結果

(a) 排出ガス量の算出

大気汚染影響の推計は、仮設沈砂池築造工事の主な工種（掘削、盛土・整地、吹付及びコンクリート打設）を対象とした。

建設機械から排出される大気汚染物質量（排出ガス量）は、表 6.3.2 に示す排出係数に、表 4.2.1 で示した工種別の実作業日数を乗じることにより算出した。

工種別の建設機械の大気汚染物質排出量（排出ガス量）は、表 6.3.3 に示すとおりである。

表 6.3.2　工種別の排出係数

（単位：g/日）

工　　種	排出係数 1)	
	窒素酸化物	浮遊粒子状物質
伐開除根工事、一次造成工事（切土、盛土）	7,000	200
二次造成工事（切土、盛土、整地）	3,800	110
二次造成工事（擁壁）、下水道管等敷設工事	7,900 2)	230 2)
C-C-Box（電線共同溝）等敷設工事	4,900	140
調整池築造工事（掘削）	3,800	110
アンダーパス工事	6,700	210
都市計画道路築造工事、区画道路築造工事	3,800	110
交差点改良工事(改築工事)	3,400	100
道路舗装工事 （都市計画道路、区画道路、交差点改良）	5,700	210

（注）1．表中の数字は、二次排出ガス対策型の建設機械が１日作業した場合の排出係数である。
2．コンクリート打設を含む。

出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）より作成（「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年(2021 年)10 月）表 12.2.13）

表 6.3.3　工種別の建設機械の大気汚染物質排出量（排出ガス量）

工事名称	工　　種	排出係数（単位：g/日）		実作業日数（日）	排出ガス量（トン/年）	
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質		窒素酸化物	浮遊粒子状物質
仮設沈砂池築造工事	掘　削 1)	3,800	110	16	0.1219	0.0035
	盛土・整地、吹付 2)	3,800	110	14		
	コンクリート打設 3)	7,900	230	1		

（注）1．掘削の排出係数は、表 6.3.2 の「調整池築造工事（掘削）」を適用した。
2．盛土・整地、吹付の排出係数は、表 6.3.2 の「二次造成工事（切土、盛土、整地）」を適用した。
3．コンクリート打設の排出係数は、表 6.3.2 の「二次造成工事（擁壁）」を適用した。

(b) 排出ガス量の比較

評価書に記載した工事最盛期の排出ガス量と令和３年度(2021 年度)の排出ガス量の比較結果は、表 6.3.4 に示すとおりである。

令和３年度（2021 年度）の排出ガス量は、実施された工事規模が非常に小さかったため、評価書に記載した工事最盛期の排出ガス量の 1.8～2.3%であり、非常に小さくなっている。

表 6.3.4　評価書に記載した工事最盛期の排出ガス量と令和３年度（2021 年度）の排出ガス量の比較

	① 評価書に記載した工事最盛期の排出ガス量注) （トン/年）	② 令和３年度（2021年度）の排出ガス量 （トン/年）	②/① 比　率 （%）
窒素酸化物	5.25～6.86	0.1219	1.8～2.3
浮遊粒子状物質	0.15～0.20	0.0035	1.8～2.3

出典:「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」(令和３年(2021 年)10 月)表 12.2.14(1)～(2)

(3) 評　価

大気汚染の評価目標は表 6.3.5 に、評価の基準値は表 6.3.6 にそれぞれ示すとおりである。

表 6.3.5　大気汚染の評価目標

環境影響要因	評価目標
・建設機械の稼働 ・工事関連車両の走行	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。 ・「吹田市第３次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 6.3.6　大気汚染の評価の基準値

項　目	評価方法	評価の基準値
二酸化窒素	98 パーセント値評価	・日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること 【環境基準から設定】 ・日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること 【吹田市の目標値から設定】
	短期暴露の指針値による評価	１時間値が 0.1～0.2ppm 以下であること注)
浮遊粒子状物質	長期的評価	日平均値の２%除外値が 0.10 mg/m^3 以下であること 【環境基準及び吹田市の目標値から設定】
	短期的評価	１時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること 【環境基準及び吹田市の目標値から設定】

（注）　二酸化窒素濃度の１時間値については、環境基準、吹田市の目標値とも基準値、目標値が定められていないため、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和 53 年３月 22 日、環境庁長官宛答申）で提案されている短期暴露の指針値から設定した。

建設機械の稼働による大気汚染の調査結果は、表 6.3.4 に示すとおりである。

令和３年度（2021 年度）の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出ガス量は、評価書に記載した工事最盛期の排出ガス量と比較して非常に小さくなっている。工事最盛期における長期的評価結果（予測値）は、表 6.3.7 に示すとおりであり、二酸化窒素・浮遊粒子状物質ともに評価の基準値を下回っていることから、それより低い令和３年度（2021 年度）においても評価の基準値を下回っているものと考えられる。

また、短期寄与濃度（１時間値）については、２ユニットの建設機械が住居近傍で稼働した場合（評価書 資料編 図 3.2.1 参照）においても、表 6.3.8 に示すとおり評価の基準値を下回ることから、それより低い令和３年度（2021 年度）においても評価の基準値を下回っているものと考えられる。

さらに、工事に当たっては、次頁に示す環境取組を実施し、建設機械の稼働による影響を最小限にとどめるようにした。

以上のことから、建設機械の稼働が事業計画地周辺の大気汚染に及ぼす影響は、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと、「吹田市第３次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないことから、評価目標を満足するものと評価する。

表 6.3.7　評価書に記載した工事最盛期の長期的評価結果（日平均値の年間 98%値等）

予測地点	二酸化窒素（ppm）				浮遊粒子状物質（mg/m³）			
	寄与濃度	環境濃度	日平均値の年間98%値	評価の基準値	寄与濃度	環境濃度	日平均値の２%除外値	評価の基準値
a-2	0.0016	0.0137	0.032	環境基準 0.06ppm 以下 吹田市の目標値 0.04ppm 以下	0.0002	0.0152	0.037	0.10 mg/m³ 以下
a-3	0.0002	0.0123	0.031		0.0001未満	0.0150	0.037	

出典：「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年(2021 年)10 月）表 12.2.20

表 6.3.8　評価書に記載した工事最盛期の短期的評価結果（１時間値）

予測地点	二酸化窒素（ppm）			浮遊粒子状物質（mg/m³）		
	１時間値	日平均値の年間 98%値	評価の基準値	１時間値	日平均値の２%除外値	評価の基準値
a-2	0.063	0.031	0.1～0.2ppm 以下	0.042	0.033	0.20 mg/m³ 以下
a-3	0.064			0.045		

（注）　二酸化窒素の日平均値の年間98%値及び浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値は、評価書の既存資料調査時に入手できた吹田市高野台局の最新の観測データ（平成30年12月１日～令和元年11月30日）に基づく結果である。

出典：「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年(2021 年)10 月）表 12.2.21

■現地で確認した環境取組の内容

＜ 建設機械 ＞

・排出ガス対策型及び低騒音・低振動型の機種が使用されていた。

・アイドリングストップ及び空ぶかしの抑制が実施されていた。

・機械類については、日常点検が実施されていた。

＜ 工事関連車両 ＞

・大型車両については、使用車種規制（NOx、PM）適合車両が使用されていた。

・工事関連車両の前方かつ車外から見やすい箇所に、工事関連車両であることを示す看板が設置されていた。

・工事関連車両の待機や駐車は事業計画地内で行い、場外では待機や駐車は行われていなかった。

・アイドリングストップが実施されていた。

＜ その他 ＞

・事業計画地の周囲に仮囲いと養生シートを設置していた。

【排出ガス対策型・超低騒音型建設機械】

6.3.2　騒音・振動

(1)　調査の概要

工事中の調査（騒音・振動）の概要は表 6.3.9 に、調査地点の位置は図 6.3.2 にそれぞれ示すとおりである。

騒音・振動については、評価書及び事後調査計画書に基づき、建設機械の稼働による騒音・振動の調査を行った。

事後調査計画書では、建設機械の稼働による騒音・振動の調査地点について、事業計画地の敷地境界及び住居の建屋位置に設定しているが、令和３年度（2021 年度）の工事区域付近については、工事敷地境界に調査地点がない。そのため、令和３年度（2021 年度）の調査地点については、図 6.3.2 に示すとおり、工事実施箇所周辺の住居側の工事敷地境界に代替地点（a-2’地点）を設定した。調査実施日の建設機械の稼働状況は、図 6.3.3 に示すとおりであり、バックホウによる仮設沈砂池部の土砂掘削、ダンプトラックによる掘削土の運搬、バックホウと振動ローラによる掘削土の仮置き（盛土）・整地が実施されていた。なお、工事関連車両の走行による騒音・振動については、「6.3.1 大気汚染」と同様、工事関連車両の走行による環境影響は小さいと考えられることから、調査対象外とした。

表 6.3.9(1)　調査の概要（騒音）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
建設機械の稼働による騒音 ・等価騒音レベル（ L_{Aeq} ） ・時間率騒音レベル （ L_5、L_{50}、L_{95} ）	事業計画地及びその周辺（a-2’地点、図 6.3.2 参照）	令和３年（2021年）12月10日９～17時	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」（令和元年６月 20 日改正）及び「騒音に係る環境基準」（平成 10 年９月 30 日環告 64、平成 11 年４月施行）に準拠

（注）調査時間は、事後調査計画書では８～18時と設定していたが、実際の工事作業時間に合わせて９～17時とした。

表 6.3.9(2)　調査の概要（振動）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
建設機械の稼働による振動 ・時間率振動レベル （ L_{10}、L_{50}、L_{90} ）	騒音と同じ	騒音と同じ	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠

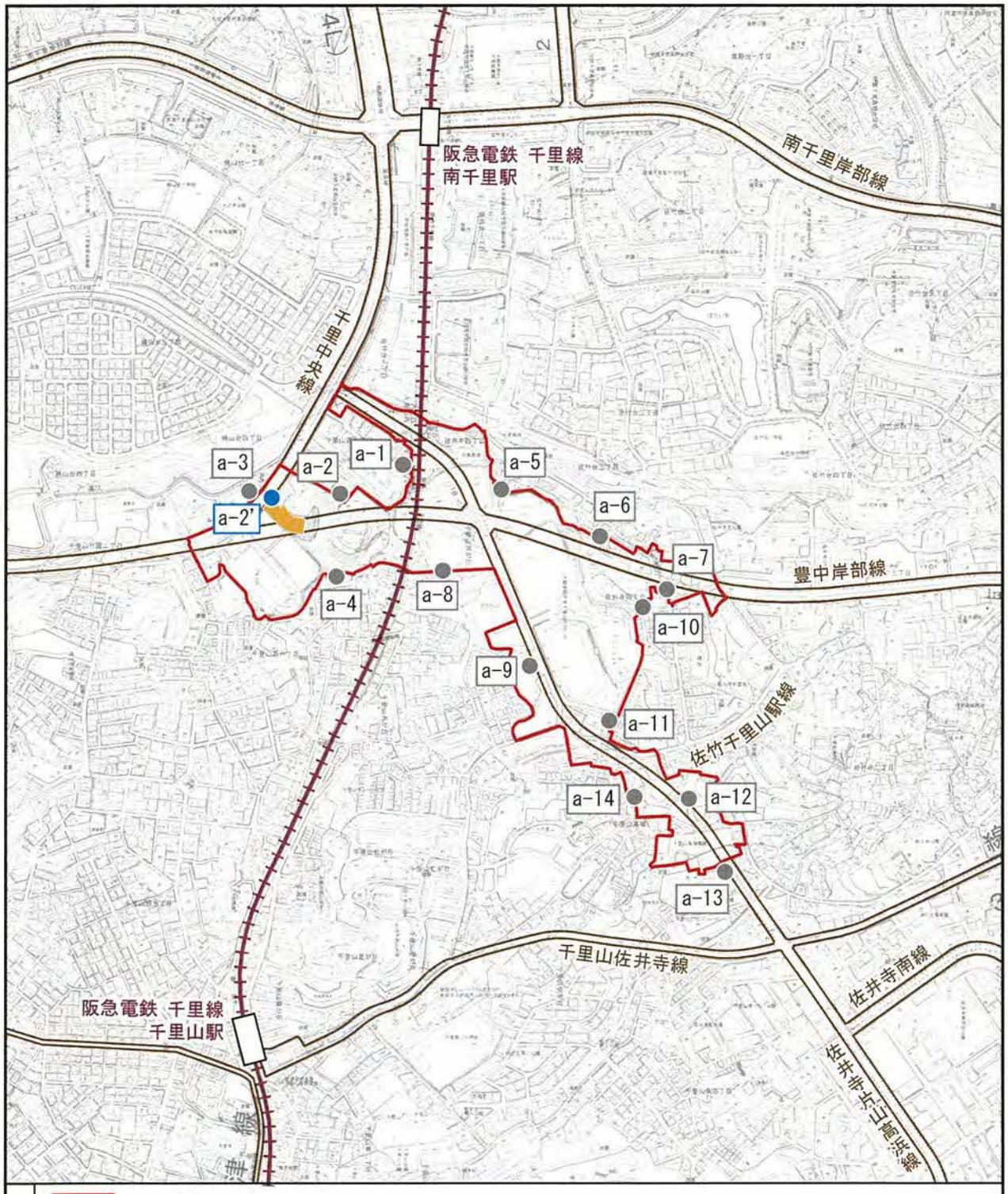

凡例

- 事業計画地
- 都市計画道路
- 事後調査計画書の調査地点（建設機械の稼働）
- 令和３年度の調査地点（建設機械の稼働）
- 令和３年度の工事実施箇所

N

1:10,000

0 100 200 300 400 500m

図 6.3.2　騒音・振動の調査地点（建設機械の稼働）

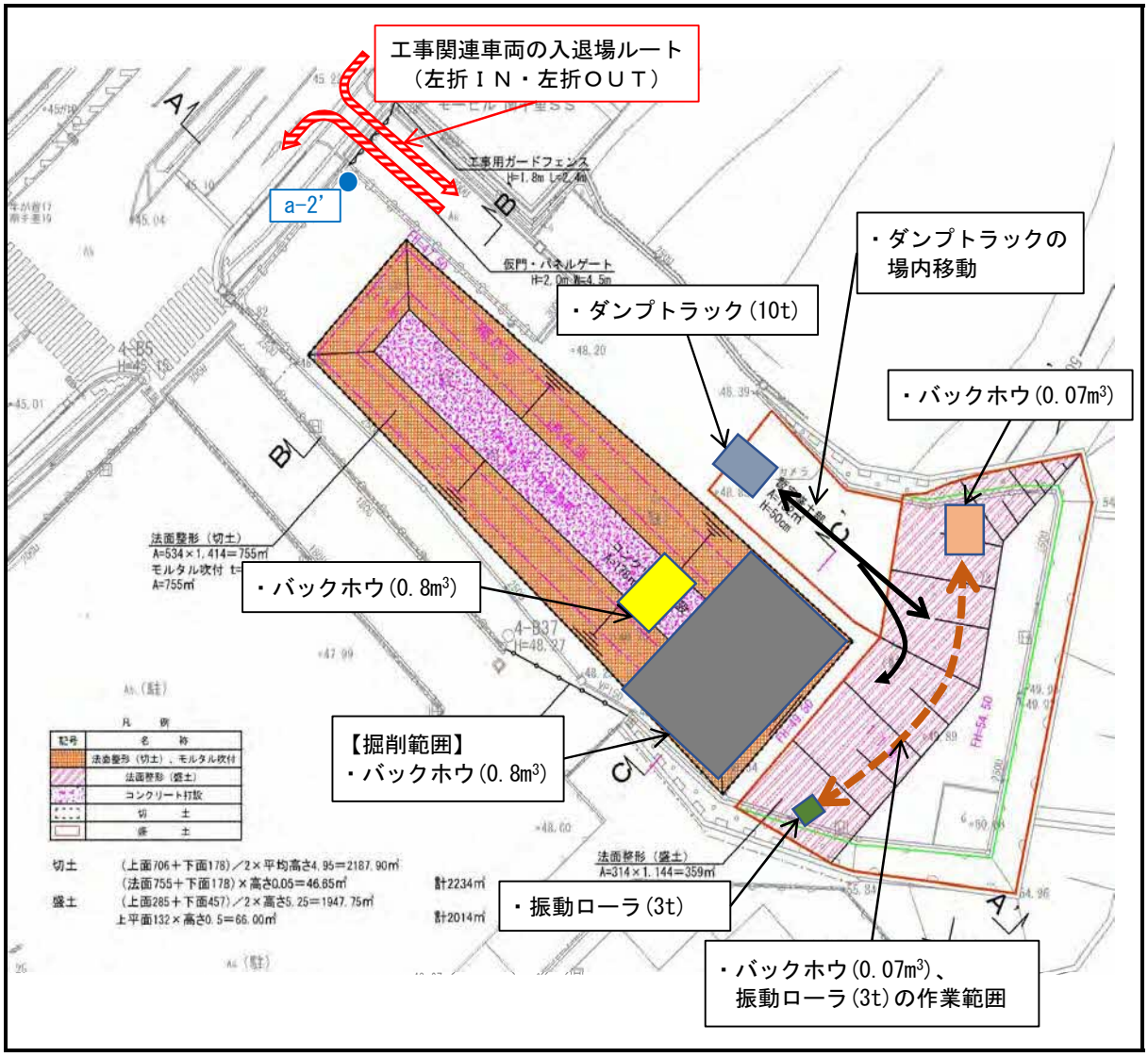

図 6.3.3　騒音・振動の調査地点及び建設機械の稼働状況

(2)　調査の方法

(a)　騒　音

(ｱ)　測定方法

建設機械の稼働による騒音の測定は、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」（令和元年６月２０日改正）及び「騒音に係る環境基準」（平成１０年９月３０日環告６４、平成１１年４月施行）に準拠して、以下の要領で行った。

①　使用した測定機器等は以下に示すとおりである。

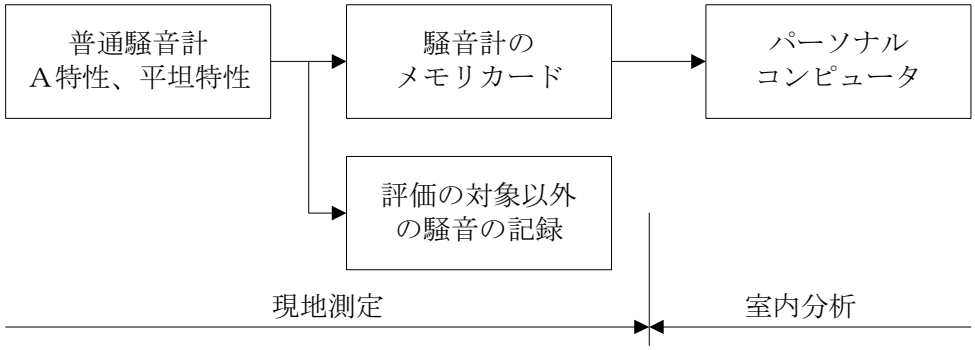

②　マイクロホンは原則として地上1.2m高さに設置し、その出力を騒音計のメモリカードに入力した。

③　騒音計の聴感補正回路（周波数重み特性）は、Ａ特性を用いた。騒音計の動特性（時間重み特性）は、Ｆ特性（速い動特性、FAST）を用いた。

④　測定は９～17時に連続で行った。

⑤　調査期間中は、調査員が常駐し、評価の対象音以外の騒音（本工事以外の建設作業騒音、平常でない自然音、時限的・限定的に発生する騒音）の発生原因と発生時間の記録を行った。

(ｲ)　データ整理方法

建設機械の稼働による騒音のデータ整理及び分析は、以下の手順により行った。

①　記録した評価の対象音以外の騒音（本工事以外の建設作業騒音、平常でない自然音、時限的・限定的に発生する騒音）を除外した上、等価騒音レベル（Ａ特性）の１時間値を算出した。

②　等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）、時間率騒音レベル（ L_5、L_{50}、L_{95} ）は、１時間ごとに整理した。

(b)　振　動

(ｱ)　測定方法

建設機械の稼働による振動の測定は、JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠して、以下の要領で行った。

①　使用した測定機器等は以下に示すとおりである。

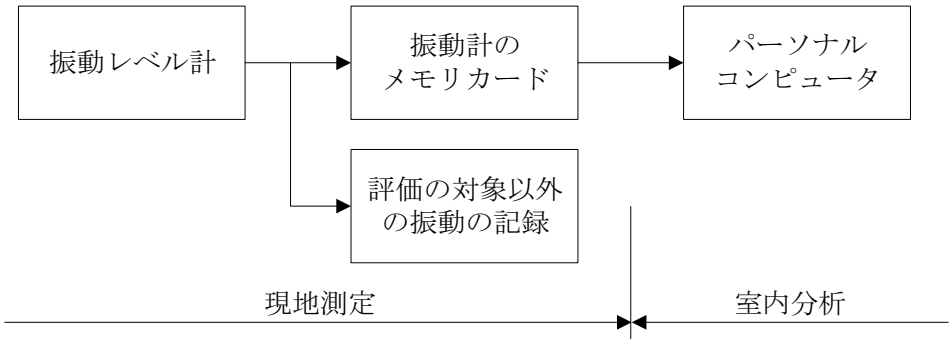

②　レベル計のピックアップを十分踏み固めた凹凸のない土の上または舗装面上に設置し、その出力を振動レベル計のメモリカードに入力した。

③　振動の測定では、振動レベル計の振動感覚補正回路（周波数重み特性）は、振動レベル、測定方向は鉛直方向とした。

④　測定は９～17 時に連続で行った。

⑤　調査期間中は、調査員が常駐し、評価の対象以外の振動（本工事以外の建設作業振動、時限的・限定的に発生する振動）の発生原因と発生時間の記録を行った。

(ｲ)　データ整理方法

建設機械の稼働による振動のデータ整理及び分析は、以下の手順により行った。

①　記録した評価の対象以外の振動（本工事以外の建設作業振動、時限的・限定的に発生する振動）を除外した上、振動レベルのピーク値及び時間率振動レベルを算出した。

②　時間率振動レベル（ L_{10}、L_{50}、L_{90} ）は、１時間ごとに整理した。

(3) 調査の結果

(a) 騒　音

建設機械の稼働による騒音の調査結果は、表 6.3.10 に示すとおりであり、等価騒音レベルは 58～61 デシベル、騒音レベルの 90%レンジの上端値（ L_5 ）は 61～65 デシベルとなっている。

表 6.3.10　建設機械の稼働による騒音の調査結果（工事敷地境界）

（単位：デシベル）

調査地点	測定時間	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）	時間率騒音レベル		
			（ L_5 ）	（ L_{50} ）	（ L_{95} ）
a-2’	9 ～17 時	58～61	61～65	57～60	53～57

(b) 振　動

建設機械の稼働による振動の調査結果は、表 6.3.11 に示すとおりであり、振動レベルの 80%レンジの上端値（ L_{10} ）は 41～46 デシベルとなっている。

表 6.3.11　建設機械の稼働による振動の調査結果（工事敷地境界）

（単位：デシベル）

調査地点	測定時間	時間率振動レベル		
		（ L_{10} ）	（ L_{50} ）	（ L_{90} ）
a-2’	9 ～17 時	41～46	36～40	31～34

(4) 評　価

(a) 騒　音

建設機械の稼働による騒音の評価目標は表 6.3.12 に、評価の基準値は表 6.3.13 にそれぞれ示すとおりである。

表 6.3.12　建設機械の稼働による騒音の評価目標

環境影響要因	評　価　目　標
建設機械の稼働	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき定められている特定建設作業の規制基準との整合が図られていること。 ・「吹田市第３次環境基本計画」に定められている目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 6.3.13　建設機械の稼働による騒音の評価の基準値

項　目	評価の基準値
騒音レベルの90％レンジの上端値（ L_5 ）	85 デシベル（工事敷地境界）【規制基準から設定】
建設作業騒音	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度【吹田市の目標から設定】

建設機械の稼働による騒音の評価結果は、表 6.3.14 に示すとおりである。

工事敷地境界（a-2’地点）における騒音レベルの 90％レンジの上端値（ L_5 ）は、61～65 デシベルとなっており、評価の基準値（85 デシベル）を下回っていることから、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であると考えられる。

表 6.3.14　建設機械の稼働による騒音の評価結果（工事敷地境界）

（単位：デシベル）

調査地点	工事敷地境界	
	騒音レベルの 90％レンジの上端値（ L_5 ）	評価の基準値
a-2’	61～65	85 以下

さらに、工事に当たっては、p.6-8 に記載した環境取組を実施し、建設機械の稼働による影響を最小限にとどめるようにした。

以上のことから、建設機械の稼働が事業計画地周辺の騒音に及ぼす影響は、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき定められている特定建設作業の規制基準との整合が図られていること並びに「吹田市第３次環境基本計画」に定められている目標の達成及び維持に支障を来さないことから、評価目標を満足するものと評価する。

(b) 振　動

建設機械の稼働による振動の評価目標は表 6.3.15 に、評価の基準値は表 6.3.16 にそれぞれ示すとおりである。

表 6.3.15　建設機械の稼働による振動の評価目標

環境影響要因	評　価　目　標
建設機械の稼働	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準との整合が図られていること。 ・「吹田市第３次環境基本計画」に定められている目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 6.3.16　建設機械の稼働による振動の評価の基準値

項　目	評価の基準値
振動レベルの80％レンジの上端値（ L_{10} ）	75 デシベル（工事敷地境界）【規制基準から設定】
振　動	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度【吹田市の目標から設定】

建設機械の稼働による振動の評価結果は、表 6.3.17 に示すとおりである。

工事敷地境界（a-2’地点）における振動レベルの 80％レンジの上端値（ L_{10} ）は、41～46 デシベルとなっており、評価の基準値（75 デシベル）を下回っていることから、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度と考えられる。

表 6.3.17　建設機械の稼働による振動の評価結果（工事敷地境界）

（単位：デシベル）

調査地点	工事敷地境界	
	振動レベルの 80％レンジの上端値（ L_{10} ）	評価の基準値
a-2’	41～46	75 以下

さらに、工事に当たっては、p.6-8 に記載した環境取組を実施し、建建設機械の稼働による影響を最小限にとどめるようにした。

以上のことから、建設機械の稼働が事業計画地周辺の振動に及ぼす影響は、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき定められている特定建設作業の規制基準との整合が図られていること並びに「吹田市第３次環境基本計画」に定められている目標の達成及び維持に支障を来さないことから、評価目標を満足するものと評価する。

6.3.3　交通混雑・交通安全

(1)　調査の概要

工事中の調査（交通混雑・交通安全）の概要は表 6.3.18 に、令和３年度（2021 年度）の工事の実施位置及び調査地点位置は図 6.3.4 にそれぞれ示すとおりである。

交通混雑・交通安全については、評価書及び事後調査計画書に基づき、工事関連車両の走行による交通混雑・交通安全の影響を把握する。把握には、工事作業日報等から整理する工事関連車両の走行ルート及び台数を用いた。

調査地点は、工事実施箇所が図 6.3.4 に示すとおり小規模であったため、事後調査計画書の調査地点のうち工事関連車両が工事実施箇所の出入りに利用する千里中央線の１地点（b-3 地点）を対象とした。また、調査時期は、工事関連車両の走行台数が最も多いコンクリート打設工事の実施時とした。

表 6.3.18　調査の概要（交通混雑・交通安全）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
・工事関連車両の走行台数	工事関連車両の走行ルート沿道（b-3 地点、図 6.3.4 参照	工事関連車両台数が最も多いコンクリート打設工事の実施時	工事関連車両の走行台数から交通混雑・交通安全への影響を推計する方法

（注）工事関連車両の工事実施箇所への入退場ルートは、図 6.3.3 に示すとおりである。

(2)　調査の方法

工事関連車両の走行による交通混雑・交通安全については、工事作業日報から工事関連車両の走行ルート及び台数を整理し、環境影響評価書に予測条件として記載した走行台数と対比することで、工事関連車両の走行による交通混雑・交通安全の影響の程度を把握した。

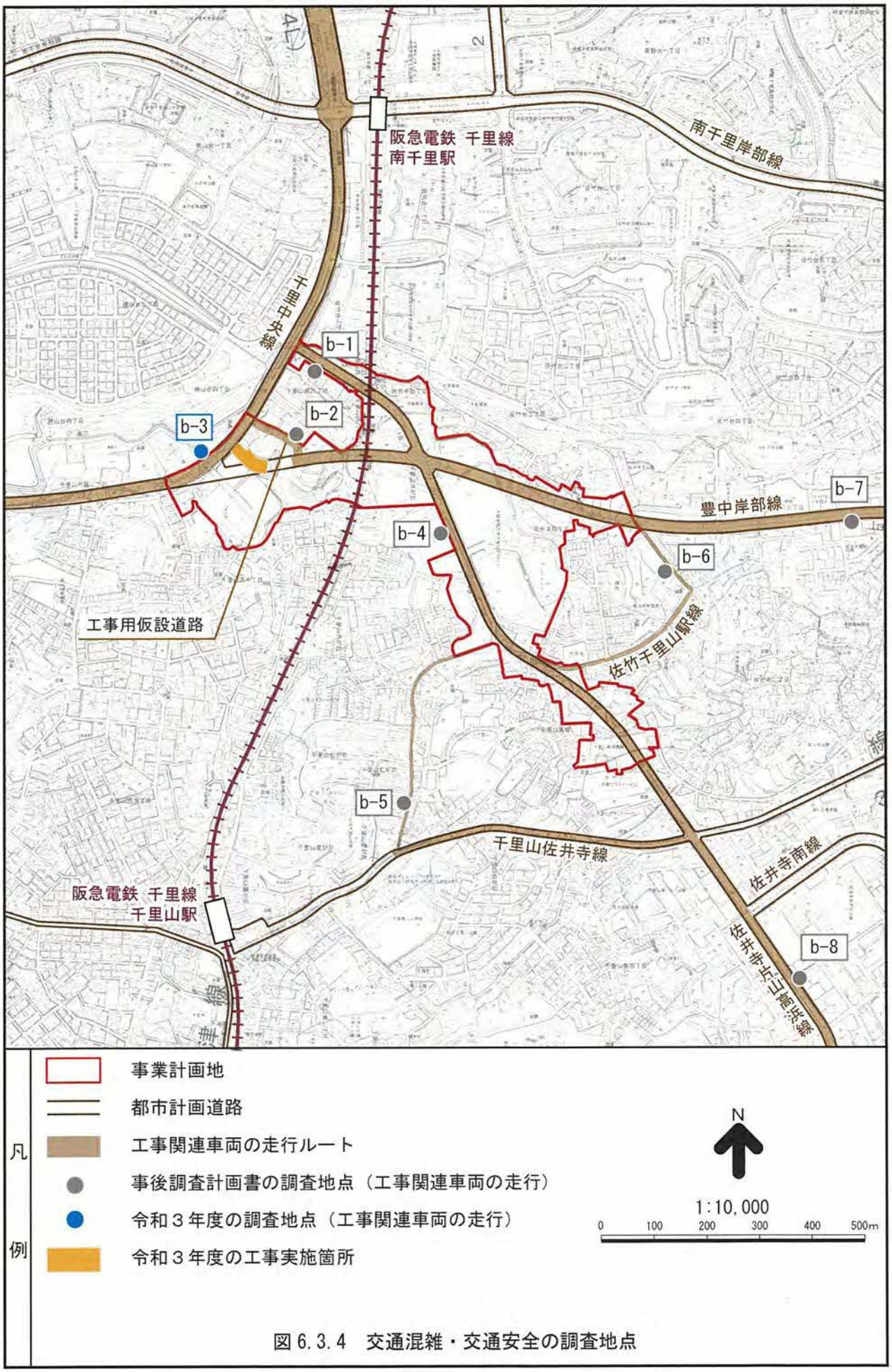

図 6.3.4　交通混雑・交通安全の調査地点

(3) 調査の結果

工事関連車両の走行による交通量の増加率は、表 6.3.19 に示すとおりである。

令和３年度（2021 年度）の工事関連車両の走行台数は、乗用車換算交通量で 21 台/日であり、評価書に予測条件として記載した一般交通量と比較すると、交通量の増加率は 0.2%と非常に小さい結果となっている。

表 6.3.19　工事関連車両の走行による交通量の増加率

調査地点	道路名	時間帯	評価書で予測条件とした一般交通量（台/12ｈ）			令和３年度（2021 年度）の工事関連車両走行台数（台/12ｈ）			②/①×100 交通量の増加率（%）
			大型車	小型車	①乗用車換算交通量	大型車	小型車	②乗用車換算交通量	
b-3	千里中央線	12 時間計(7～19 時)	447	10,871	11,765	9	3	21	0.2

(注)　乗用車換算交通量は、「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 集計結果整理表に関する説明資料」に基づき、市街地での大型車を小型車の２台分として算出した台数。

出典：「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年(2021 年)10 月）表 12.18.8

(4) 評　価

工事関連車両の走行による交通混雑及び交通安全の評価目標は、表 6.3.20 に示すとおりである。

表 6.3.20　工事関連車両の走行による交通混雑及び交通安全の評価目標

環境影響要因	環境要素	評価目標
工事関連車両の走行	交通混雑	周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
	交通安全	・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。 ・歩行者、自転車の交通安全の確保に配慮されていること。

工事関連車両の走行による交通混雑及び交通安全の調査結果は、表 6.3.19 に示すとおりであり、1 日当たりの工事関連車両の走行台数が非常に少ないことから、周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼすことはないものと考えられる。

さらに、工事に当たっては、以下に示す環境取組を実施し、工事関連車両の走行による影響を最小限にとどめるようにした。

以上のことから、工事関連車両の走行が周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと及び歩行者、自転車の交通安全の確保に配慮されていることから、評価目標を満足するものと評価する。

■現地で確認した環境取組の内容

・工事関連車両出入口付近に交通誘導警備員が配置され、周辺の交通安全に配慮されていた。

・一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて工事関連車両の搬出入が行われていた。

・工事関連車両の待機や駐車は、事業計画地内で行い、場外待機や駐車を行わないよう実施されていた。

交通誘導警備員の配置

6.3.4　動植物・生態系

(1)　調査の概要

工事中の調査の概要は表 6.3.21 に示すとおりであり、移動・移植を行う保全対象種については、移動・移植後の生息・生育状況のモニタリングを行うこととしている。

動物・植物の移動・移植の概要は、表 6.3.22 に示すとおりである。動物の移動先は、移動先における保全対象種及びその競合種等の生息状況を確認した上で、継続的に生息が可能と考えられる箇所を選定した。植物の移植先は、ギンランについては現在のギンラン生育地の隣接地、タシロランについては現在のタシロランの生育地の隣接地及びその周辺（生育地に類似した環境）を選定した。

令和３年度は、工事前の環境取組として、一部の動物の移動、植物の播種及び移植を実施した。

表 6.3.21　調査の概要（動植物・生態系）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
・移動・移植を行う保全対象種14種（動物12種、植物２種）	事業計画地周辺地域（移動・移植先）	・移動・移植前、移植直後、移動・移植後３年間 ・移動・移植後は保全対象種の確認適期に毎年１回 ・ギンランは５年後にも再調査 ・３年後の調査結果から４年後及び５年後の調査が必要と判断される場合は、４年後以降の調査実施を検討	工事前に移動・移植した動植物の生息・生育状況をモニタリングする方法

表 6.3.22　動物・植物の移動・移植の概要

項　目	保全対象種	移動・移植の概要
生息適地への移動	ニホンイシガメ	春～夏に捕獲（２回に分けて実施）し、同時に移動先へ移動させる。
	トノサマガエル	
	ヘイケボタル	春、秋に捕獲（幼虫）し、同時に移動先へ移動させる。また、初夏～夏にも捕獲（成虫）し、同時に移動先へ移動させる。
	ドジョウ	秋に捕獲（２回に分けて実施）し、同時に移動先へ移動させる。
	ミナミメダカ	
	コシダカヒメモノアラガイ	
	ヒラマキミズマイマイ	
	クルマヒラマキガイ	
	ヒラマキガイモドキ	
	ドブシジミ	
	ウスイロシマゲンゴロウ	
	スジヒラタガムシ	
生育適地への移植	ギンラン	秋に種子採取及び播種、春に移植する。
	タシロラン	初夏に種子採取及び播種を行う。

(2) 環境取組の方法

(a) 動　物

動物の移動は、環境影響評価時に保全対象種の生息が確認されていた事業計画地内の生息地において捕獲を行い、あらかじめ選定した移動先へ移動させた。

環境取組の方法は、表 6.3.23 に示すとおりである。

表 6.3.23　環境取組の方法（動物）

実施項目	実施方法	実施地点	実施日程
移動を行う保全対象種（動物 12 種）	事業計画地の生息地において対象種の捕獲を行い、あらかじめ選定した移動先へ移動させた。	事業計画地（対象種の生息地）、移動先２箇所	捕獲：令和３年（2021年） 10月29日(金)、11月９日(火) 導入：令和３年（2021年） 11月10日(水)、11月20日(土)

保全対象種と各種の移動先は、表 6.3.24 に示すとおりである。移動先は、専門家や地域で保全活動をする団体などの助言を取り入れ、土地利用の担保性と維持管理の継続性の観点から、事業計画地の近隣に位置する小学校（佐竹台小学校及び千里第二小学校）のビオトープ及び水槽（飼育）とした。ビオトープへの移動に当たっては、事前に小学校と協議してビオトープの管理者の意向を確認した上で、現地調査を実施して移動前からビオトープに生息する種と競合しない種、ビオトープ内で生息が可能な種を導入するよう配慮した。

保全対象種の導入の実施状況は表 6.3.25 に示すとおりであり、佐竹台小学校では委員会活動、千里第二小学校では課外活動として、児童が参加した。

表 6.3.24　保全対象種の移動先（計画）

保全対象種	移動先		
	佐竹台小学校 ビオトープ	千里第二小学校 （水槽飼育）	千里第二小学校 ビオトープ
ニホンイシガメ		○	
トノサマガエル			○
ヘイケボタル	○		
ドジョウ	○		○
ミナミメダカ	○		
コシダカヒメモノアラガイ	○		○
ヒラマキミズマイマイ	○		○
クルマヒラマキガイ	○		○
ヒラマキガイモドキ	○		○
ドブシジミ	○		○
ウスイロシマゲンゴロウ			○
スジヒラタガムシ			○

表 6.3.25　保全対象種の導入の実施状況

移動先	保全対象種	導入の実施状況
佐竹台小学校ビオトープ	ヘイケボタル	・令和３年（2021 年）11 月 10 日(水)に導入 ・小学校の生きもの委員会活動の一環として導入を実施 ・ビオトープの維持管理は佐竹台小学校が実施
	ドジョウ	
	ミナミメダカ	
	コシダカヒメモノアラガイ	
	ヒラマキミズマイマイ	
	クルマヒラマキガイ	
	ヒラマキガイモドキ	
	ドブシジミ	
千里第二小学校（水槽飼育）	ニホンイシガメ	・令和４年度（2022 年度）に移動予定
千里第二小学校ビオトープ	トノサマガエル	
	ドジョウ	・令和３年（2021 年）11 月 20 日(土)に導入 ・小学校の課外活動「土曜チャレンジデー」の活動の一環として導入を実施 ・ビオトープの維持管理は環境教育ＮＰＯビオトープ山の谷が実施
	コシダカヒメモノアラガイ	
	ヒラマキミズマイマイ	
	クルマヒラマキガイ	
	ヒラマキガイモドキ	
	ドブシジミ	
	ウスイロシマゲンゴロウ	
	スジヒラタガムシ	

（注）　　は、令和３年度（2021 年度）には移動を行っていない種を示す。ニホンイシガメ及びトノサマガエルは、令和４年度（2022 年度）の春季～夏季に捕獲を行う。ヘイケボタル、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキは、捕獲時に確認されなかったことから、令和４年度（2022 年度）に再度捕獲を行う。

(b)　植　物

植物の移植について、ギンランは播種及び株の移植を、タシロランは播種を実施した。

ギンランは事業計画地で生育が確認された地点を対象に、花期である春季に生育状況を確認した。秋季に種子を採取し、移植先である事業計画地周辺のギンラン生育地の隣接地に播種した。また、出芽前の早春季に株を掘り取り、移植先へ移植した。

タシロランは事業計画地で生育が確認された地点を対象に、花期である初夏季に個体を採取し、風通しの良い場所で風乾して種子を採取し、移植先である事業計画地のタシロラン生育地の隣接地及びその周辺に播種した。

環境取組の方法は、表 6.3.26 に示すとおりである。

表 6.3.26　環境取組の方法（植物）

実施項目	実施方法	実施地点	実施日程
ギンランの播種及び移植	花期（春季）に事業計画地におけるギンランの生育状況を確認した。秋季に種子を採取し、移植先に播種した。早春季に株を掘り取り、移植した。	事業計画地周辺のギンラン生育地の隣接地（移植先）	生育確認：令和３年（2021年） ５月６～７日 種子採取：令和３年（2021年） 10月29日、11月10、17、24日 播　　種：令和３年（2021年）11月25日 移　　植：令和４年（2022年）３月３日
タシロランの播種	花期（初夏季）に事業計画地において個体を採取した。風乾して種子を取り出し、移植先に播種した。	事業計画地周辺のタシロラン生育地の隣接地及びその周辺（移植先）	種子採取：令和３年（2021年） ６月28日、７月１日 播　　種：令和３年（2021年） ７月６日

(3) 環境取組の結果

(a) 動　物

移動先２箇所へ移動した保全対象種は、表 6.3.27～6.3.28 に示すとおりである。

佐竹台小学校ビオトープへはミナミメダカ、ドジョウ、コシダカヒメモノアラガイ、クルマヒラマキガイ、ドブシジミの５種を、千里第二小学校ビオトープへはドジョウ、コシダカヒメモノアラガイ、クルマヒラマキガイ、ドブシジミ、ウスイロシマゲンゴロウ、スジヒラタガムシの６種を導入した。

表 6.3.27　佐竹台小学校ビオトープへの導入種及び個体数

導入種	個体数（概数）	重要な種の選定基準			
		① 文化財	② 保存法	③ 国 RL	④ 府 RL
ミナミメダカ	40			VU	VU
ドジョウ	3			NT	VU
コシダカヒメモノアラガイ	2			DD	
クルマヒラマキガイ	100			VU	DD
ドブシジミ	100				NT

（注）重要な種の選定基準は、表 6.3.29 に示すとおりである。

表 6.3.28　千里第二小学校ビオトープへの導入種及び個体数

導入種	個体数（概数）	重要な種の選定基準			
		① 文化財	② 保存法	③ 国 RL	④ 府 RL
ドジョウ	2			NT	VU
コシダカヒメモノアラガイ	1			DD	
クルマヒラマキガイ	80			VU	DD
ドブシジミ	80				NT
ウスイロシマゲンゴロウ	40				NT
スジヒラタガムシ	10			NT	NT

（注）重要な種の選定基準は、表 6.3.29 に示すとおりである。

表 6.3.29　重要な種の選定基準

№.	略称	法律・条令、文献等	選定基準となる区分
①	文化財	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 26 年法律第 69 号）	特：特別天然記念物 天：国指定天然記念物
		大阪府文化財保護条例（昭和 44 年条例第５条）	府：府指定天然記念物
		吹田市文化財保護条例（平成９年条例第８号）	市：市指定天然記念物
②	保存法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75 号、最終改正：令和元年法律第 37 号）	国内：国内指定野生動植物種 緊急：緊急指定種 保護：生息地等保護区
③	国 RL	環境省レッドリスト 2020（令和２年３月、環境省）	CR：絶滅危惧ＩＡ類 EN：絶滅危惧ＩＢ類 CR+EN：絶滅危惧Ｉ類（無脊椎動物） VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
④	府 RL	「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年 10 月、大阪府）	EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ｉ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

表 6.3.30　動物の移動

 捕獲状況	 捕獲状況
 佐竹台小学校での児童への説明	 佐竹台小学校ビオトープへの導入
 佐竹台小学校ビオトープへの導入	 千里第二小学校児童・保護者らによる現地視察
 千里第二小学校ビオトープへの導入	 千里第二小学校ビオトープへの導入

(b) 植　物

移植先へ移植又は播種を行った保全対象種は、表 6.3.31 に示すとおりである。

表 6.3.31　移植又は播種の対象種

保全対象種	移植	播種	重要な種の選定基準				
			① 文化財	② 保存法	③ 国 RL	④ 府 RL	⑤ 近畿
ギンラン	○	○				VU	
タシロラン	―	○			NT		

（注）重要な種の選定基準は、表 6.3.32 に示すとおりである。

表 6.3.32　重要な種の選定基準

No.	略称	法律・条令、文献等	選定基準となる区分
①	文化財	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 26 年法律第 69 号）	特：特別天然記念物 天：国指定天然記念物
		大阪府文化財保護条例（昭和 44 年条例第５条）	府：府指定天然記念物
		吹田市文化財保護条例（平成９年条例第８号）	市：市指定天然記念物
②	保存法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75 号、最終改正：令和元年法律第 37 号）	国内：国内指定野生動植物種 緊急：緊急指定種 保護：生息地等保護区
③	国 RL	環境省レッドリスト 2020（令和２年３月、環境省）	CR：絶滅危惧ⅠＡ類 EN：絶滅危惧ⅠＢ類 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（無脊椎動物） VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
④	府 RL	「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年 10 月、大阪府）	EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
⑤	近畿	「改訂・近畿地方の保護上重要な植物－レッドデータブック近畿 2001－」（平成 13 年８月、レッドデータブック近畿研究会）	絶滅：絶滅種 Ａ　：絶滅危惧種Ａ Ｂ　：絶滅危惧種Ｂ Ｃ　：絶滅危惧種Ｃ 準　：準絶滅危惧種

(ｱ) ギンランの播種及び移植

(ｉ) 播　種

事業計画地では、５個体のギンランの生育が確認された。ギンランの生育状況は表 6.3.33 に示すとおりであり、合計９個の果実を採取した。果実から種子を採取し、事業計画地周辺のギンラン生育地の隣接地において、５地点に分けて播種した。ギンランの種子は微小であるため、木の棒に種子を付着させて埋設する方法を用いた。

同属のキンランは、播種から２年程度経過した後に地上への出芽が確認される傾向にあることから、ギンランの場合も播種から２年後以降に出芽が確認される可能性が高いと考えられる[1)2)]。

表 6.3.33　ギンランの生育状況

No.	開花数	草丈（cm）	採取した果実数
1	12	23.0	2
2	1	8.5	—
3	4	14.5	3
4	0	5.5	0
5	—	16.0	4

（注）１．No.2 は、マーキング後に地権者が実施した草刈りにより消失したことが確認された。
２．No.5 は秋季に確認されたものであり、開花数は記録できていない。

表 6.3.34(1)　ギンランの播種

ギンランの開花状況

ギンランの結実状況

（注）１.「自生地復元を目的としたラン科植物の種子繁殖法の検討―種子スティックによるキンラン（*Cephalanthera falcata*（Thunb.）Blume）の野外播種の効果―」（山崎旬・庄司顕則・伊藤彩乃・松本竹吾・中沢優太・内野はるか・棚橋美緒、日本緑化工学会誌 Vol.44 No.1、2018 年）
２．「埋立地の植栽林における野外播種試験法によるキンラン（*Cephalanthera falcata*（Thunb.）Blume）の種子発芽および２年間の成長の観察」（庄司顕則・伊藤彩乃・赤崎洋哉・松前満宏・山崎旬・遊川知久、日本緑化工学会誌 Vol.43 No.1、2017 年）

表 6.3.34(2)　ギンランの播種

ギンランの種子

播種状況

播種実施箇所(1)

播種実施箇所(2)

（ⅱ）　移　植

事業計画地で確認された５株は周囲の土ごと掘り取り、事業計画地周辺のギンラン生育地の隣接地に移植した。

表 6.3.35　ギンランの移植

移植状況

移植実施箇所

(ｲ)　タシロランの播種

事業計画地でタシロランの個体を採取し、風乾して種子を取り出した。事業計画地周辺のタシロラン生育地の隣接地及びその周辺において５地点に分けて播種した。タシロランの種子は微小であるため、木の棒に種子を付着させて埋設する方法を用いた。

タシロランは、培養下では播種から半年余りで開花することが明らかになっている[1)]ことから、生育環境が整えば翌年の開花期（令和４年６下旬～７月上旬）に出芽・開花が確認されるものと考えられる。

表 6.3.36　タシロランの播種

 タシロランの生育状況	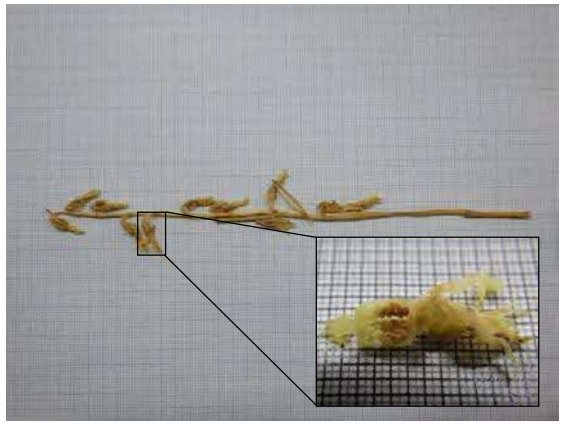 採取したタシロラン （拡大写真の方眼紙の基本線（太線）の目盛りは１㎜）
 播種状況	 播種実施箇所

（注）１．「ラン科植物の菌根共生系解明に関する研究」（谷亀高広、日本菌学会報 Vol.52、2011 年）

(4)　今後の予定

動植物・生態系の評価目標は、表 6.3.37 に示すとおりである。

動物については、事業計画地で確認された保全対象種のうち７種を、事業計画地周辺の生息に適した環境へ移動した。

植物については、ギンランの事業計画地に生育している個体から種子を採取して播種を行うとともに移植し、タシロランの事業計画地に生育している個体から種子を採取して播種を行った。

今後は、表 6.3.38 に示すとおり、移動していない動物の保全対象種については移動を行うとともに、移動・移植後の個体について、モニタリングを実施した上で評価を行う。

表 6.3.37　動植物・生態系の評価目標

環境影響要因	評　価　目　標
・工事の影響 ・土地利用及び地形の変化 ・緑の回復育成 ・都市計画道路（平面・掘割構造）の整備	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・貴重な動植物の生息・生育環境を可能な限り保全すること。 ・周辺地域に生息・生育している動植物に著しい影響を及ぼさないよう配慮されていること。 ・「吹田市第２次みどりの基本計画（改訂版）」で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 6.3.38　動植物・生態系の環境取組及びモニタリングの実施時期

項　目	保全対象種	環境取組及びモニタリングの実施時期					
		令和３ (2021) 年度	令和４ (2022) 年度	令和５ (2023) 年度	令和６ (2024) 年度	令和７ (2025) 年度	令和８ (2026) 年度
生息適地への移動	ニホンイシガメ		●	○	○	○	
	トノサマガエル		●	○	○	○	
	ヘイケボタル		●	○	○	○	
	ドジョウ	●	○	○	○		
	ミナミメダカ	●	○	○	○		
	コシダカヒメモノアラガイ	●	○	○	○		
	ヒラマキミズマイマイ		●	○	○	○	
	クルマヒラマキガイ	●	○	○	○		
	ヒラマキガイモドキ		●	○	○	○	
	ドブシジミ	●	○	○	○		
	ウスイロシマゲンゴロウ	●	○	○	○		
	スジヒラタガムシ	●	○	○	○		
生育適地への移植	ギンラン	●	○	○	○		○
	タシロラン	●	○	○	○		

（注）表中の凡例は、以下に示すとおりである。
○：事後調査実施時期　　●：工事前に実施する環境取組（保全対象種の移動・移植・播種）の実施時期

７．事後調査の結果に対する評価

7.1　大気汚染

建設機械の稼働による大気汚染の調査結果は、環境基準及び吹田市の目標値から設定した評価の基準値を下回っているものと考えられる。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考えられる。

7.2　騒音・振動

建設機械の稼働による騒音・振動の調査結果は、規制基準及び吹田市の目標値から設定した評価の基準値を下回っており、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であると考えられる。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考えられる。

7.3　交通混雑・交通安全

工事関連車両の走行による交通混雑及び交通安全の調査結果は、１日当たりの工事関連車両の走行台数が非常に少ないことから、周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼすことはないものと考えられる。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考えられる。

８．本事業における環境取組内容の実施状況

8.1　工事中に実施する環境取組

本事業における工事中に実施する環境取組のうち、令和４年（2022 年）３月までに実施した環境取組の実施状況は、表 8.1.1～8.1.2 に示すとおりである。

表 8.1.1(1)　環境取組内容及び実施状況（工事中）

取組内容		実施状況（令和４年(2022 年) ３月末時点）
■大気汚染や騒音などの公害を防止する。		
建設機械		
1	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用する。	建設機械については、可能な限り最新の低騒音・低振動型及び排出ガス対策型の機種の使用に努めた（6.3.1 項参照）。
2	ハイブリット式パワーショベル等の低燃費型の建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となるが、可能な限り使用する。	令和３年度工事では、低燃費型（ハイブリット式）の建設機械を調達・使用できていないが、可能な限り使用するよう引き続き施工業者に要請する。
3	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングを抑制する。	新規入場者教育等により、アイドリングストップについて指導等を行った。
4	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。	新規入場者教育等により、空ぶかしの抑制について指導等を行った。
5	工事規模に応じた効率的な工事計画を立案し、稼働台数を抑制する。	効率的な工事計画により、建設機械の稼働台数の抑制を図った。
6	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図る。	令和３年度工事は小規模かつ短期間であるため、平準化の必要はなかった。
7	機械類は適切に整備点検を行う。	機械類については、持ち込み時の点検、日常点検を行い適切に整備した。
工事関連車両		
8	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用する。	大型車両については、法令に基づいて使用車種規制（NOx、PM）適合車両を使用した。
9	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守する。	工事関連車両について、全て大阪府条例に基づく流入車規制を遵守した。
10	工事関連車両であることを車両に表示する。	工事関連車両の前方かつ車外から見やすい箇所に、工事関連車両であることを示す看板を設置するよう指導等を行った（表 8.1.2 参照）。
11	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定する。	新規入場者教育等により、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて工事関連車両の搬出入を行うよう指導等を行った。

（注）　表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年（2021 年）10 月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。

表 8.1.1(2)　環境取組内容及び実施状況（工事中）

取組内容		実施状況（令和４年(2022 年) ３月末時点）
12	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制する。	効率的な工事計画を立てるとともに、搬出入において適切な車種を選定し、工事関連車両台数の抑制を図るよう指導等を行った。また、指導等に基づいて工事関連車両台数の抑制が図られていることを確認した。
13	作業従事者の通勤、現場監理等には、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗り等を奨励し、工事関連車両の走行台数を抑制する。	作業従事者の通勤、現場監理等には、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗り等を奨励し、工事関連車両の走行台数を抑制するよう指導等を行った。また、指導等に基づいて工事関連車両台数の抑制が図られていることを確認した。
14	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮する。	新規入場時教育等により、ダンプトラックによる土砂の積み下ろしの際の騒音、振動や土砂の飛散防止への配慮について指導等を行った。
15	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行う。	令和３年度工事は小規模であるため、タイヤ洗浄機の設置は不要と判断し、残存させたアスファルト舗装上を走行させることにより土砂粉じんの飛散抑制を図った。
16	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮する。	令和３年度工事では、コンクリートミキサー車のドラム洗浄は実施していない。
17	工事関連車両を場外に待機させない。	工事関連車両の待機や駐車は、事業計画地内で行い、場外待機や駐車を行わないよう指導等を行った。
18	クラクションの使用は必要最小限とする。	新規入場時教育等により、クラクションの使用は必要最小限にするよう指導等を行った。
19	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしない。	新規入場者教育等により、アイドリングストップについて指導等を行った。
20	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。	新規入場者教育等により、環境に配慮した運転を行うよう指導等を行った。
工事方法		
＜騒音・振動等＞		
21	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置する。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、更なる防音対策を行う。	事業計画地の周囲に仮囲いと養生シートを設置した（表 8.1.2 参照）。
22	建設資材の落下を防止する等、丁寧な作業を行う。	令和３年度は仮設沈砂池築造工事を実施しており、大きな騒音・振動等を発生させないよう丁寧な作業に努めた。

（注）　表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年（2021 年）10 月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。

表 8.1.1(3)　環境取組内容及び実施状況（工事中）

取組内容		実施状況（令和４年(2022 年）３月末時点）
23	杭の施工等の際には、騒音や振動の少ない工法を採用する。	令和３年度は仮設沈砂池築造工事のみ実施しており、大きな騒音・振動が発生する作業はなかった。
24	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行う。	令和３年度工事では作業時間帯を日中（９～17 時）としており、夜間作業はなかった。また、近隣に工事の説明を行っており、今後、工事内容等について要望があれば、協議・検討を行っていく。
＜粉じん・アスベスト＞		
25	周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行う。	令和３年度工事では、工事関連車両について残存させたアスファルト舗装上を走行させることにより、粉じんの飛散抑制を図った。また、建設発生土は事業計画地内に仮置きし、粉じん飛散防止対策として表面のモルタル吹き付けを実施した（表 8.1.2 参照）。
＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞		
28	工事中の濁水は、仮設沈砂池を経由して表層水のみ公共下水道又は公共用水域に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止する。	令和３年度は仮設沈砂池築造工事を実施しており、濁水の放流はなかった。また、道路等への濁水・土砂流出防止対策として既設側溝の清掃を実施した。
29	塗料等の揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分する。	令和３年度は仮設沈砂池築造工事のみ実施しており、塗料等は使用していない。
30	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議する。	令和３年度の施工範囲を対象に、大阪府条例に基づく地歴調査等を実施し、汚染は確認されなかった。
31	セメント及びセメント系固化剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工する。	令和３年度工事では、セメント及びセメント系改良材を使用する地盤改良は実施していない。
32	周辺地盤、家屋等に影響を及ぼさない工法を採用する。	周辺の地盤沈下が起こらない工事計画としている。

（注）　表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年（2021 年）10 月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。なお、環境影響評価書において該当なしと判断した環境取組（№26～27）については、欠番となっている。

表 8.1.1(4)　環境取組内容及び実施状況（工事中）

取組内容		実施状況（令和４年(2022 年) ３月末時点）
＜悪臭・廃棄物＞		
33	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理等の臭気対策を行う。	令和３年度は仮設沈砂池築造工事のみ実施しており、アスファルトの溶融はなかった。
34	現地では廃棄物等の焼却は行わない。	新規入場時教育等により、現地での廃棄物等の焼却を行わないよう指導等を行うとともに、廃棄物等が適切に処理されていることを確認した。
36	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮等により臭気対策を行う。	仮設トイレは出来るだけ周辺民家から離れた場所に設置するとともに、日々の清掃を実施した（表 8.1.2 参照）。
■地域の安心安全に貢献する。		
37	近隣自治会等から地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努める。	工事関連車両出入口付近に交通誘導警備員を配置し、周辺の交通安全に配慮した（表 8.1.2 参照）。
38	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する。	新規入場者教育等により、工事関連車両の走行ルートや安全運転を周知徹底し、周辺の交通安全に配慮した。
39	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入り口を施錠する等の対策を講じる。	入口はパネルゲートとし、夜間及び休日の作業休止時は施錠した。
40	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけ等に取り組む。	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけ等に取り組んでいる。
41	近隣自治会等と連携し、地域の防犯活動に参加する。	事業計画地周辺について、不審者、不審車両あるいは不法投棄等の監視に取り組んでいる。
■環境に配慮した製品及び工法を採用する。		
＜省エネルギー＞		
42	エネルギー効率のよい機器の利用等により、工事中に使用する燃料、電気、水道水等の消費を抑制する。	可能な限りエネルギー効率のよい機器を使用するとともに、節電、節水を心がけるよう指導等を行った。また、排出ガス対策型の建設機械等の使用により、エネルギー消費の抑制が図られていることを確認した。
＜省資源＞		
43	建設発生土は事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制する。	令和３年度工事による建設発生土は、事業計画地内に仮置きしている。
44	資材の梱包等を最小限にして廃棄物を減量する。	資材の搬入に当たっては、梱包等を最小限にし、廃棄物の減量に努めている。
■快適な環境づくりに貢献する。		
＜景　観＞		
45	仮囲いの設置に当たっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮する。	仮囲いは、白色の安全鋼板とし、周辺に出来るだけ違和感を与えないよう、景観面に配慮した（表 8.1.2 参照）。

（注）　表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年（2021 年）10 月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。なお、環境影響評価書において該当なしと判断した環境取組（№35）については、欠番となっている。

表 8.1.1(5)　環境取組内容及び実施状況（工事中）

取組内容		実施状況（令和４年(2022 年) ３月末時点）
46	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所等を工夫する。	仮設トイレは、仮囲いの中に設置するとともに、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、周囲から視認できない位置に設置した（表 8.1.2 参照）。
＜周辺の環境美化＞		
47	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行う。	新規入場時教育等により、ポイ捨ての防止・周辺道路の清掃について指導等を行った。
48	建設資材、廃棄物等の場内整理を行う。	建設資材、廃棄物等については、日々整理整頓を行った。
＜ヒートアイランド現象の緩和＞		
49	夏期において水道水以外の用水を確保し、周辺道路等に打ち水を行う。	令和３年度工事は冬期（12～１月）のみ実施しているため、打ち水は行っていない。
■地域との調和を図る。		
＜工事説明・苦情対応＞		
50	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせする。	工事実施前に近隣住民へ工事のお知らせを行った。また、工事実施中においても適宜、現況と今後の予定をお知らせしている。
51	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先等を掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応する。	工事に関しての苦情窓口及び連絡先は事業者（吹田市土木部地域整備推進室）とし、出入口ゲート付近に掲示した。
＜周辺の教育・医療・福祉施設への配慮＞		
52	事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画とする。	令和３年度工事を実施した区域では、周辺に教育・医療・福祉施設がないため、工事実施前の説明は実施していない。
53	事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、騒音、振動、通風、採光等に特段の配慮をする。	令和３年度工事を実施した区域では、周辺に教育・医療・福祉施設はなかった。
＜周辺の事業者との調整＞		
54	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事関連車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者等と連絡を取り、可能な限り工事計画等を調整するように努める。	令和３年度では、事業計画地から概ね500m以内の周辺地域において、実施されている環境負荷の大きな工事等はなかった。

（注）　表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業　環境影響評価書」（令和３年（2021 年）10 月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。

表 8.1.1(6)　環境取組内容及び実施状況（工事中／その他）

取組内容		実施状況（令和４年(2022 年) ３月末時点）
■産業廃棄物・悪臭の発生抑制		
ｱ	コンクリートガラ及びアスファルトは再資源化率 99%、木くずは再資源化率・縮減率 95%を目標とし、廃棄物の最終処分量を減量する。	工事の実施により発生したコンクリートガラ及びアスファルトについては、工事完了後に再資源化処理施設に運搬した。
ｲ	残土は、建設発生土情報交換システムの利用により、工事間利用を図る。	工事により生じた建設発生土は、事業計画地での埋め戻しへの使用を基本とし、残土について工事間利用を図る計画である。令和３年度工事による建設発生土は、事業計画地内に仮置きしている。
ｳ	現地では廃棄物等の焼却は行わず、地域の分別収集に則って適切に処分する。	新規入場者教育等により、廃棄物等の適切な処分について指導等を行った。
ｴ	浚渫土は、住居から離れた場所に仮置きし、乾燥させた上で処分する。	新規入場者教育等により、浚渫土の仮置き・処分について指導等を行った。なお、令和３年度工事では浚渫作業の実施はなかった。
■水質汚濁、濁水流出		
ｵ	濁水の原因となる土砂の流出を抑制するため、造成工事中は降雨時の現場状況によりシート被覆、土嚢や土砂流出防止柵を設置するとともに、造成工事が終了した工事ヤードでは、速やかに植栽等による地表面の被覆を行う。	令和３年度は仮設沈砂池築造工事のみ実施しており、造成工事は実施していない。
■土砂流出、崩壊の防止及び斜面の安定性の確保		
ｶ	工事着手前に土質調査等を実施し、事業計画地の土質特性を把握する。	工事着手前に土質調査を実施し、事業計画地の土質特性を把握した。
ｷ	一次造成では、造成地の法面勾配を安定勾配とし、必要に応じて仮設土留（矢板等）を行う等により、土砂流出、崩壊の防止及び斜面の安定性を確保する。	令和３年度は仮設沈砂池築造工事のみ実施しており、造成工事は実施していない。
ｸ	二次造成では、造成地の法面勾配を安定勾配に整形し、種子吹付等による法面保護を行うことにより、土砂流出、崩壊の防止及び斜面の安定性を確保する。また、各宅地盤においては、水による法面の崩壊を防止するため、仮設側溝・水返し等を施工する。	令和３年度は仮設沈砂池築造工事のみ実施しており、造成工事は実施していない。

表 8.1.1(7)　環境取組内容及び実施状況（工事中／その他）

取組内容		実施状況（令和４年(2022 年) ３月末時点）
ケ	建設発生土を事業計画地の盛土材に流用する場合は、不等沈下を防止するため、適切な土壌改良、締固め工等を実施し、安定した盛土を築造する。	令和３年度では盛土の築造は実施していない。
■周辺住居に配慮した建設機械の採用		
コ	住居に近接して工事を行う場合、騒音・振動の発生が小さい小型の建設機械を使用する。	令和３年度では住居に近接した工事は実施していない。
■動植物の生息・生育環境の保全及び特定外来生物の駆除		
サ	事業計画地外への自発的な移動が困難と考えられる重要な動物については、工事前に捕獲して生息適地へ移動させる。	動物重要種については、工事前において捕獲・移動作業を実施した（捕獲・移動作業の詳細は 6.3.4 項参照）。
シ	事業計画地で確認されている特定外来生物については、工事着手前に捕獲又は駆除を行い、事業計画地外へ移動させることのないよう対策を行う。	特定外来生物については、工事着手前に捕獲作業を実施した（捕獲作業の詳細は 8.2 節参照）。
ス	工事中に特定外来生物が事業計画地に新たに侵入したことが確認された場合は、可能な範囲で速やかに駆除する。	令和３年度工事では、新たな特定外来生物の侵入は確認されていない。
セ	調査結果は報告書として整理し、吹田市立博物館等で調査記録を保管する。	環境影響評価時点の調査結果については、報告書として整理し、吹田市立博物館で調査記録を保管している。
■埋蔵文化財の保護		
ソ	工事の実施に当たっては、事前に吹田市教育委員会と協議を行い、埋蔵文化財等が確認された場合は適切に対応する。	令和３年度工事において、埋蔵文化財等は確認されなかった。
■作業従事者への安全教育の徹底		
タ	工事関連車両の運転者に規制速度を遵守する等の安全教育を徹底し、歩行者、自転車や一般交通の安全を確保する。	新規入場時教育等により、規制速度の遵守等の安全教育を徹底指導等し、歩行者、自転車や一般交通の安全確保に努めた。

表 8.1.2　環境取組内容の実施状況（工事中）

<table>
<tr><td> 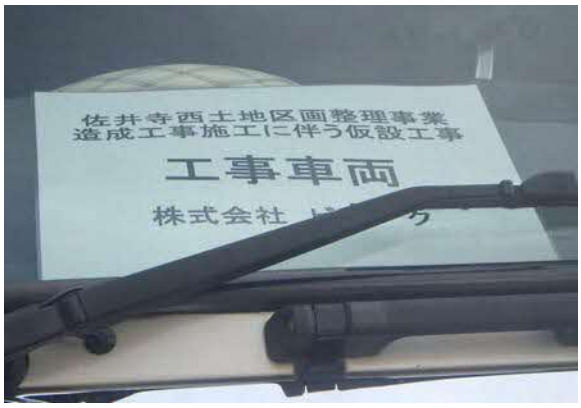

工事関連車両の看板設置状況</td><td>
仮囲いの設置状況</td></tr>
<tr><td>
養生シートの設置状況</td><td>
粉じん飛散防止対策の実施状況</td></tr>
<tr><td>
粉じん飛散防止対策の実施状況</td><td>
仮設トイレの設置状況</td></tr>
<tr><td>
交通誘導警備員の配置状況</td><td></td></tr>
</table>

8.2　特定外来生物の駆除

特定外来生物については、工事着手前に捕獲作業を実施した。

事業計画地では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成１６年法律第７８号、最終改正：平成２６年法律第６９号）により、特定外来生物に指定されている動物としてアライグマ、ウシガエルの２種が、植物としてアゾラ・クリスタータ、オオカワヂシャ、ナルトサワギクの３種が確認されており、確認位置は、図 8.2.1～8.2.2 に示すとおりである。

特定外来生物の駆除は、表 8.2.1 に示す通り計画している。

表 8.2.1　特定外来生物の駆除の計画

項目	種　名	方　法	備　考
動物	アライグマ	捕獲による駆除を行う	令和３年度（2021 年度）から実施
	ウシガエル	施工前に池干しを行う	確認地点の工事着手前に実施
植物	アゾラ・クリスタータ	施工前に池干しを行う	確認地点の工事着手前に実施
	オオカワヂシャ	採取による駆除を行う	令和４年度（2022 年度）に実施
	ナルトサワギク	採取による駆除を行う	令和３年度（2021 年度）に実施

（注）　周辺地域で確認されているオオキンケイギクについても、事業計画地で確認された場合は併せて採取による駆除を行う。

令和３年度（2021 年度）は、アライグマの捕獲とナルトサワギクの採取を行った。

アライグマの捕獲は、令和３年（2021 年）10 月 14 日から実施した。吹田市環境政策室が所有しているアライグマの捕獲器を図 8.2.1 に示すアライグマの確認地点の付近に設置し、令和４年（2022 年）３月末まで継続したが、捕獲されなかった。

ナルトサワギクの採取は、令和３年（2021 年）10 月１日に実施した。図 8.2.2 に示す事業計画地内の確認位置を中心に、その周囲を広く確認したが、ナルトサワギクは確認されなかった。いずれの確認地点も草刈り管理が実施されていることから、草刈り管理で生育しなくなった可能性が考えられる。なお、令和４年度（2022 年度）にオオカワヂシャの駆除を行うことから、その際にナルトサワギクが確認された場合は、併せて駆除を行う。また、オオキンケイギクが確認された場合も併せて駆除を行う。

表 8.2.2　アライグマの捕獲

捕獲器設置状況

捕獲器設置状況

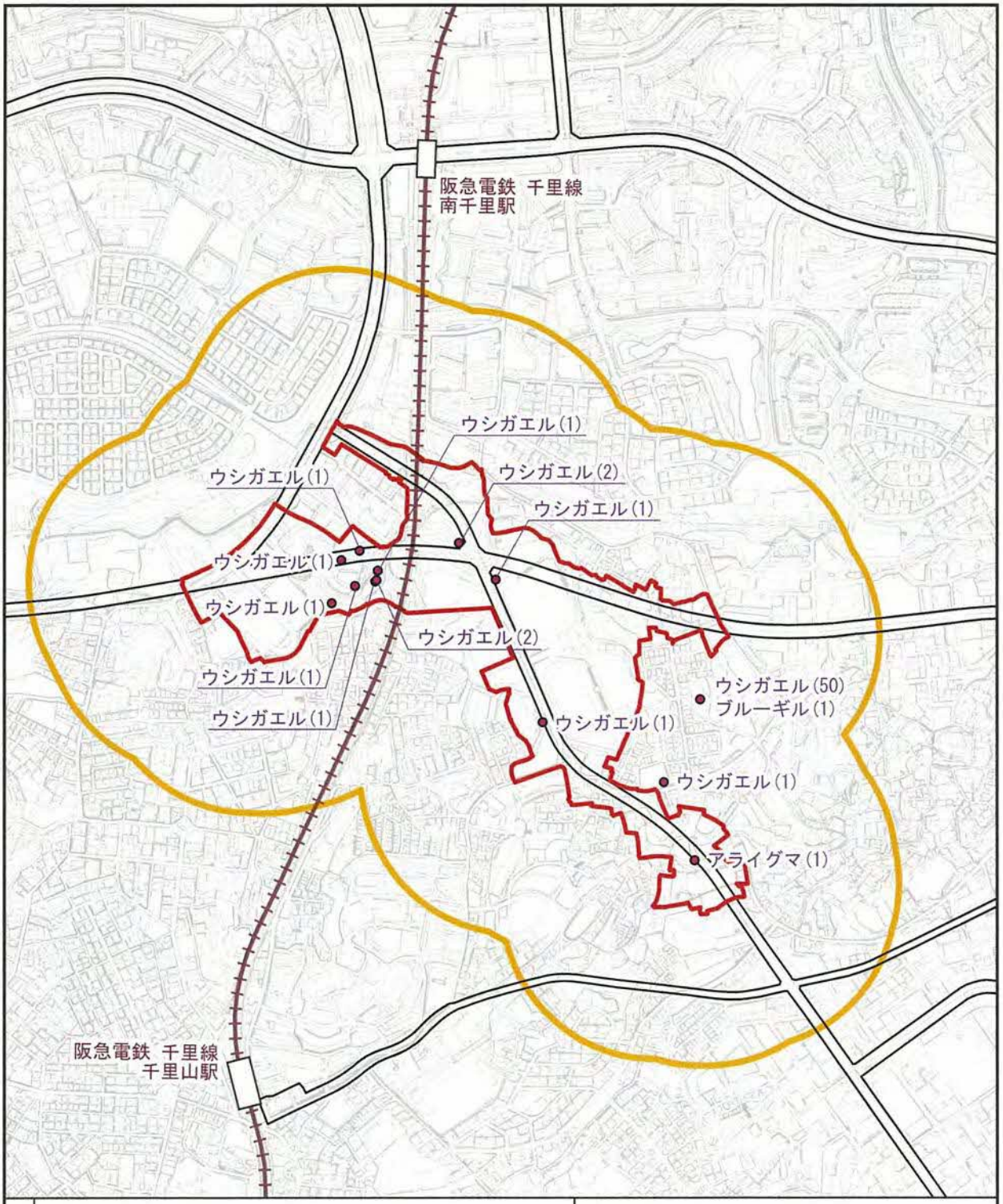

凡例

- 事業計画地
- 都市計画道路
- 調査範囲
- 特定外来生物確認位置

N

1:10,000

0 100 200 300 400 500m

出典：「佐井寺西土地区画整理事業に係る環境影響評価書」（令和３年（2021 年）10 月、吹田市）図 12.10.3

図 8.2.1　特定外来生物の確認位置（動物）

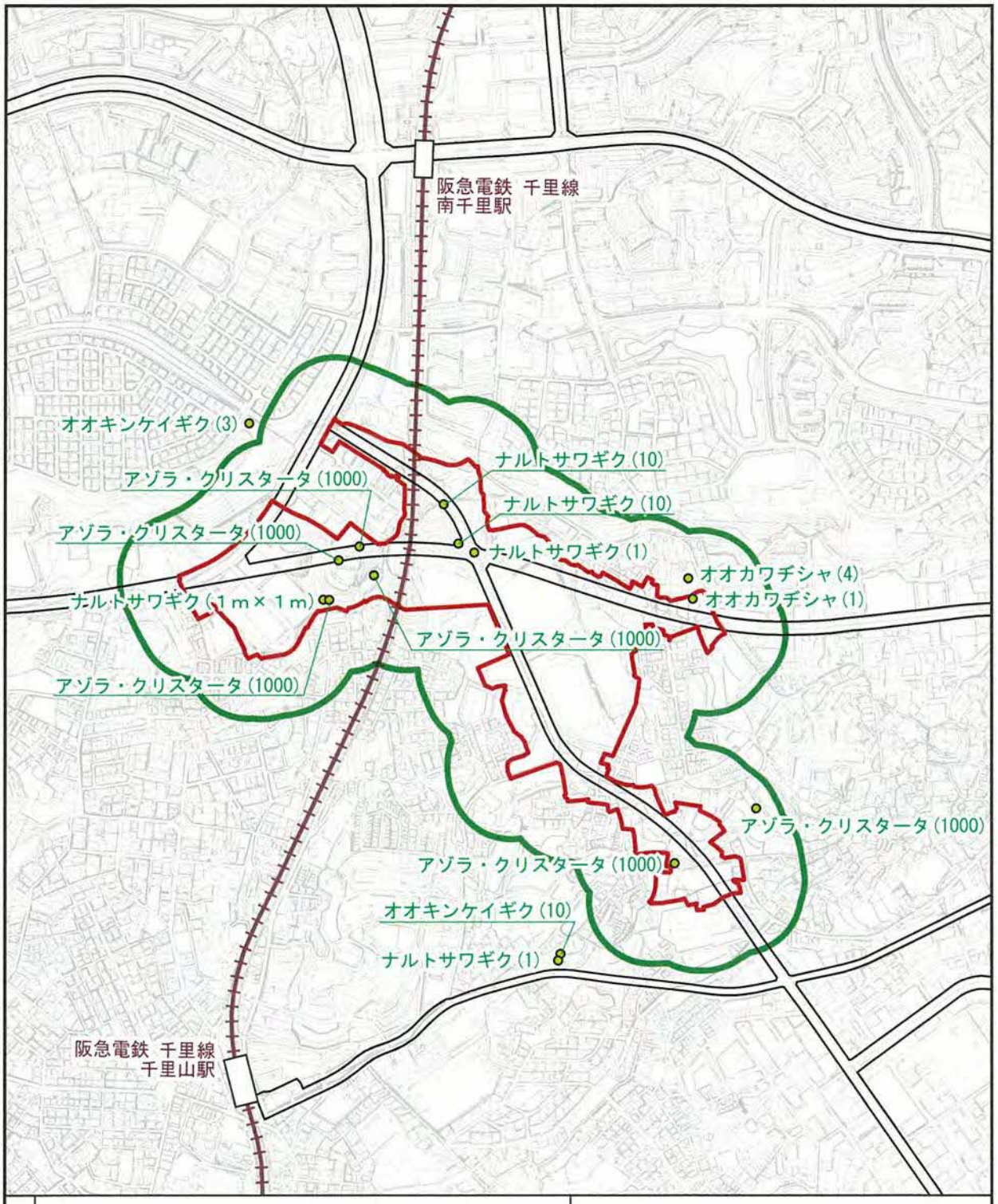

凡例

事業計画地

都市計画道路

調査範囲

特定外来生物確認位置

(注) アゾラ・クリスタータは、1000 個体以上確認されているが、図中には 1000 と示した。ナルトサワギクの 1 m×1 mは、生育範囲を示す。

出典：「佐井寺西土地区画整理事業に係る環境影響評価書」（令和３年（2021 年）10 月、吹田市）図 12.11.3

N

1:10,000

0 100 200 300 400 500m

図 8.2.2 特定外来生物の確認位置（植物）

９．事後調査を委託した者の氏名及び住所

委託先の名称　　：中央復建コンサルタンツ株式会社

代表者の氏名　　：代表取締役社長　兼塚 卓也

主たる事務所の所在地：大阪府大阪市東淀川区東中島４丁目 11 番 10 号

本書に掲載した地形図は、吹田市の「１：10,000 地形図（平成 30 年３月）」を使用したものである。